

さぬき市障害者計画（第2次）
さぬき市障害福祉計画（第1期）



**だれもがいきいきと
輝いて暮らせる
“共生のまち”へ**

平成19年3月

さぬき市

はじめに

さぬき市では、障害のある人一人ひとりの生き方を大切に、地域とのつながりや、あたたかいふれあいのなかで、自分らしい生活を送ることができる「共生のまちづくり」をめざして、平成15年3月に「さぬき市障害者計画」を策定し、障害者施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。

また、平成15年度からは、障害のある人自らが契約により福祉サービスを利用できる支援費制度が導入され、さぬき市においても知的障害者や障害児を中心に多くの人々が新たにサービスを利用できるようになり、障害のある人の地域生活に重要な役割をはたしてきました。

平成18年4月には、障害者自立支援法が施行になりましたが、この法律では、障害の種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化することや、障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービス提供を行うこと、就労支援を抜本的に強化することのほか、サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担することをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実することなどが定められています。

こうしたことを踏まえ、さぬき市ではこのたび、障害者の自立と社会参加を基本とし、平成20年度までの具体的な障害福祉サービスの数値目標を定めた「さぬき市障害福祉計画」を策定するとともに、あわせて、全体計画である「さぬき市障害者計画」を1年前倒しで改定しました。

今回の計画策定にあたっては、市内在住の障害のある人を対象に、日常生活の状況や福祉サービスの利用状況、今後の利用意向等を把握することを目的にアンケート調査を実施したほか、計画の策定に向けて、障害者関係団体、小規模通所作業所や香川東部養護学校の保護者の方々への聞き取り調査を行い、これらの結果を計画内容に反映することに努めました。

今後とも、ノーマライゼーションとリハビリテーションの考え方を基本におき、障害のある人々の地域における自立と社会参加をめざして、だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち”づくりに鋭意取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解と積極的なご協力を賜りますようお願いいたします。

平成19年3月

さぬき市長 大山茂樹



◇目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の概要	1
2. 障害者自立支援法による制度改革の内容	8
第2章 障害のある人を取り巻く状況	12
1. 人口及び障害のある人の状況	12
2. 障害者施策の実施状況	15
3. 障害者施策に関わる市民意識	22
4. 今後の施策推進に向けた課題	33
第3章 計画の基本的な考え方	38
1. 基本的な理念・目標	38
2. 施策展開の基本方向	40
3. 施策の体系	43
第4章 施策の展開	44
1. 啓発・交流	44
2. 生活支援	50
3. 保健・医療	61
4. 教育・育成	69
5. 雇用・就労	75
6. 社会参加	82
7. 生活環境	88
第5章 障害福祉サービスの内容と見込み	96
1. 基本的な考え方	96
2. 自立支援給付によるサービスの内容と見込量	97
3. 地域生活支援事業の内容と見込量	103
第6章 計画の推進に向けて	111
1. 重点目標（地域生活・一般就労への移行）	111
2. 計画の推進体制と進行管理	116
参 考 資 料	118

第1章 計画の策定にあたって



1. 計画策定の概要

(1) 策定の趣旨

◆さぬき市におけるこれまでの取り組み

さぬき市では、障害のある人一人ひとりの生き方を大切に、地域との“つながり”や、あたたかい“ふれあい”のなかで、自分らしい生活を送ることができる「共生のまちづくり」をめざして、平成15年3月に「さぬき市障害者計画」を策定しました。

そして、計画で掲げた『だれもがともに暮らしやすいまちづくりの推進』『自己選択・自己決定の尊重』『身近な場所での相談・サービスの提供』の3つの基本理念のもとに、障害のある人に関わる相談支援体制の充実や支援費制度等による各種福祉サービスの実施、ガイドヘルパー派遣など社会参加の支援、小規模通所作業所の拡充、グループホームの開設、サービス支給決定における区分検討委員会の設置など、障害者施策の総合的・計画的な推進に取り組んできました。

◆国などの動向

少子・高齢化が全国的に進行するなど、社会経済情勢は絶えず変化を続けており、また、障害者施策に関しても、障害のある人本人や介助者の高齢化、障害の重度化・重複化などへの対応が迫られています。

《社会福祉法の制定と障害者関係法の改正》

国においては、平成15年度から、身体障害者福祉サービス、知的障害者福祉サービス、障害児福祉サービス（在宅サービスのみ）について、利用者が事業者と契約を結び、サービスの提供を受ける「支援費制度」へと改められました。

《その後の国による施策動向》

その後、国においては、平成16年に障害者基本法の一部を改正し、国や地方公共団体の責務として「権利の擁護」「差別の防止」「障害者の自立および社会参加の支援」等が明記されるとともに、市町村障害者計画の策定が義務化されました。

また同年には、『入院医療中心から地域生活中心へ』を基本として、精神保健

医療福祉体系の再編と基盤強化を図るため、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」が提示されたほか、自閉症や学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある人とその家族への支援体制を定めた「発達障害者支援法」が成立し、平成17年4月より施行されました。

◆支援費制度から障害者自立支援法に基づくサービス提供へ

《支援費制度の導入》

平成15年度より開始された支援費制度は、障害のある人自らが契約により福祉サービスを利用する制度として導入され、知的障害者や障害児を中心に多くの人が新たにサービスを利用できるようになり、障害のある人の地域生活を進めるうえで重要な役割を果たしています。

しかし、支援の必要性に応じた客観的な基準がないため地域によるサービス水準の格差が大きいことや、福祉サービスの整備が遅れている精神障害者が制度の対象となっていないなどの問題点を抱えているほか、在宅サービスの利用者が大幅に増加し、支援費の国庫負担は初年度より国の当初予算額を超過する状況で推移しました。

《障害者自立支援法の成立》

これらのことから、国においては、障害の種別による制度格差の解消とサービス体系の再編・一元化、実施主体の市町村への一元化、就労支援の抜本的強化、障害程度に関する客観的な尺度の導入とサービスの支給決定過程の透明化、在宅サービスに関する国・都道府県の負担の義務化などの検討を進め、平成17年10月には、これらの障害保健福祉施策の大幅な改革の方向性をとりまとめた「障害者自立支援法」が成立しました。

◆だれもが安心して暮らせるまちをめざして～計画策定の趣旨～

今回の計画策定は、以上のような国における障害保健福祉施策の大幅な改革、社会情勢・ニーズの変化等を踏まえ、すべての人びとの人権が尊重され、だれもが安心して暮らせるまちづくりをめざす障害者施策の基本的方向性と具体的な取り組みについて明らかにしていくものとして全体計画である「障害者計画」を1年前倒しで改定するとともに、障害福祉サービスの方向性を示す第1期の「障害福祉計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけと期間

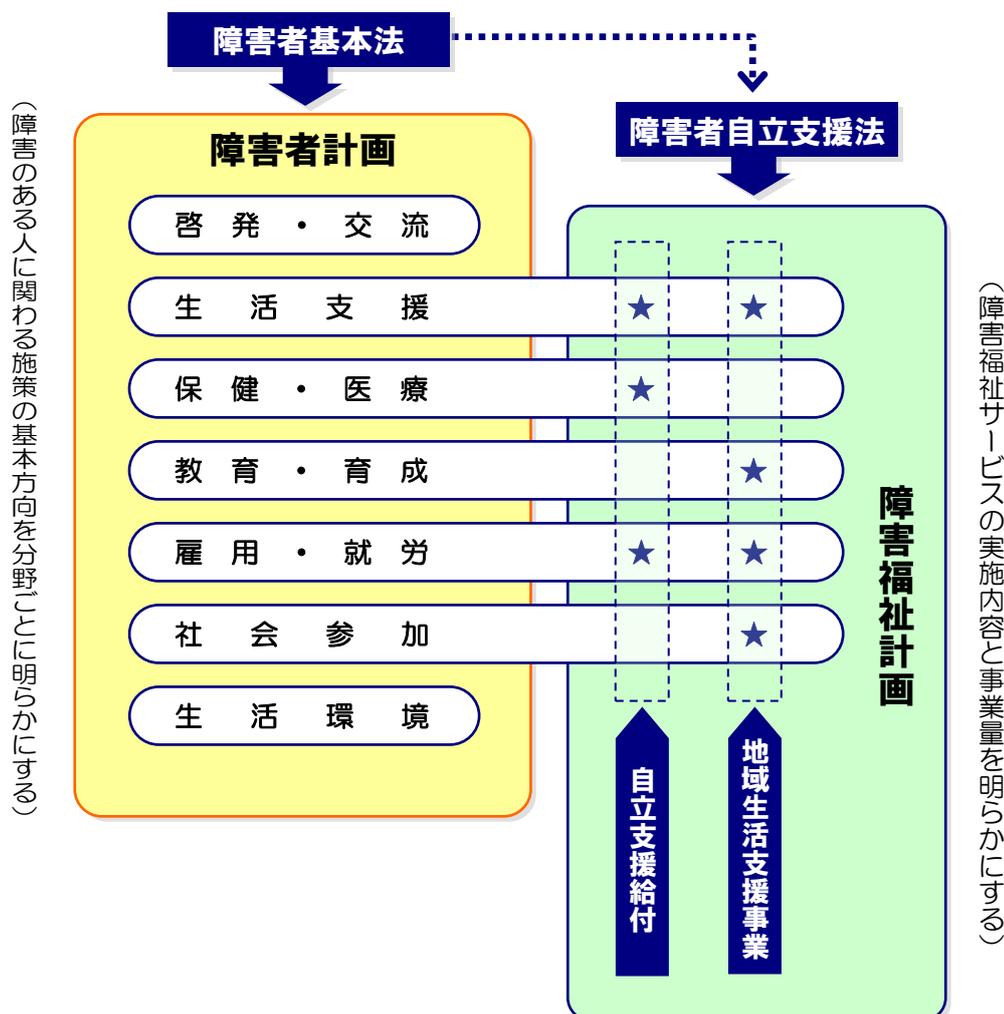
① 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、さぬき市における障害者施策の基本的な計画となるものです。

また、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保については、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」に相当する内容を包含する形で、一体的に策定しています。

また計画は、国の「障害者基本計画」と香川県の「かがわ障害者プラン」及び「香川県障害福祉計画」の内容を十分に踏まえながら、「さぬき市総合計画」の具体的な部門別計画として位置づけ、「さぬき市地域福祉計画」「さぬき市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「さぬき市次世代育成支援行動計画」など、関連計画等との整合・調整を図りながら策定しています。

「障害者計画」と「障害福祉計画」の関係



上位計画・関連計画における計画内容

さぬき市総合計画 基本構想・基本計画(平成16年3月策定)	
基本理念 と将来像	<p>まちづくりの基本理念：「自立する都市」</p> <p>さぬき市の将来像：人いきいき 親自然・真健康・新創造</p>
基本構想	<p>施策の大綱(3)人づくりー健康で心豊かに自立する人づくりー</p> <p>①健全な心身と思いやりをはぐくむ健康・福祉のまちづくり</p> <p>○心身障害児(者)の自立支援</p> <p>心身が不自由であっても、適切な訓練・援助により働く場・機会の確保を支援し、地域で共に協働し、自立生活ができるよう、包括的な自立支援と心のバリアフリーの拡充を図ります。</p> <p>施策の大綱(4)環境づくりー自然に恵まれ安心快適に暮らす環境づくりー</p> <p>①暮らしを支える安心快適なまちづくり</p> <p>○快適な生活基盤の整備</p> <p>バリアフリー化の推進：子どもや高齢者、障害者等にも配慮し、安心して快適に利用できるよう、道路や建物だけでなく公共交通機関や情報提供サービス等のバリアフリー化を推進します。</p>
基本計画	<p>基本施策3 暮らしを支える安心快適なまちづくり</p> <p>基本戦略8 市民生活の利便性を向上する</p> <p>具体的方策8-1 市民生活に必要な基盤を充実する</p> <p>＜重点的な取り組み＞</p> <p>市民生活に必要な基盤を充実するため、ユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間や交通施設の整備、都市計画道路や市道の整備、ポンプ場の整備、漁港や農道・ため池・林道の整備、公共下水道や漁業集落排水の整備、合併処理浄化槽の設置助成、水道施設の整備等を実施します。</p> <p>【取り組み概要】</p> <p>施策47 ユニバーサルデザインに配慮した歩行者ネットワーク整備</p> <p>県等と連携し、駅・病院・学校等を中心に誰もが安心して快適に利用しやすい、ユニバーサルデザインに配慮した歩行者ネットワークの整備を推進する。</p> <p>施策48 ユニバーサルデザインに配慮した交通施設整備</p> <p>あんしん歩行エリア(志度D I D地区J R志度駅南側の地域)において、老人・子ども・障害者等多くの人々が安全・快適に通行できるよう、踏切の改良やユニバーサルデザインに配慮した交通安全施設整備を行う。</p> <p>基本施策6 健全な心身と思いやりをはぐくむ健康・福祉のまちづくり</p> <p>基本戦略19 地域に密着した医療サービスを行う</p> <p>具体的方策19-3 リハビリテーション・サービスを充実する</p> <p>＜重点的な取り組み＞</p> <p>住み慣れた地域で総合的かつ一貫したリハビリテーション・サービスが受けられるよう、地域リハビリテーション支援センターの運営を充実します。</p> <p>【取り組み概要】</p> <p>施策106 地域リハビリテーション支援センターの運営</p> <p>高齢者や障害者の寝たきり予防のため、市民病院の医師や理学療法士等が、地区の住民や施設入所者を対象に講演や指導を行い、住み慣れた地域で総合的かつ一貫したリハビリテーション・サービスが受けられるよう支援体制の整備を図る。</p>

<p>基本計画 (続き)</p>	<p>基本戦略21 障害者が自立できるよう支援する</p> <p>具体的方策21-1 地域で障害者を支え合う体制にする</p> <p><最重点的な取り組み></p> <p>障害者に対して適切なケア・マネジメントを行える体制づくりを進めます。障害者が自立した生活を送れるよう社会資源を整備し、地域で介護を支え合う体制にすることを最優先します。</p> <p>そのため、障害者ケア・マネジメント手法を活用し、個々の障害者に合わせた適切な相談支援を実施します。</p> <p><重点的な取り組み></p> <p>地域で障害者を支え合う体制にするため、障害者の生活自立支援、障害者の社会参加促進支援を実施します。</p> <p>【取り組み概要】</p> <p>施策124 ケア・マネジメントの相談体制の整備</p> <p>個々の障害特性に応じた個別対応の障害者生活支援事業の充実を図るため、福祉事務所に、相談窓口を設置し、障害者ケア・マネジメントの手法を活用した相談支援を行う。</p> <p>施策125 地域での生活自立支援</p> <p>グループホーム等、地域における精神障害者の日常生活を支援することにより、精神障害者の自立と社会参加を促進する。</p> <p>施策126 障害者の社会参加促進支援</p> <p>障害者の生活向上のための各種サービスの提供を行い、社会参加を促進し、在宅福祉の向上を図る。</p> <p>具体的方策21-2 障害者の自立支援内容を充実する</p> <p><重点的な取り組み></p> <p>障害者の自立支援のため、障害者通所作業所整備を実施します。</p> <p>【取り組み概要】</p> <p>施策127 障害者通所作業所の整備</p> <p>心身障害者が自立した生活を送るために必要な訓練や作業指導を受けるとともに、仲間づくりや協調性を養うための生活指導等、適応訓練を受けるための障害者通所作業所を整備する。</p>
----------------------	---

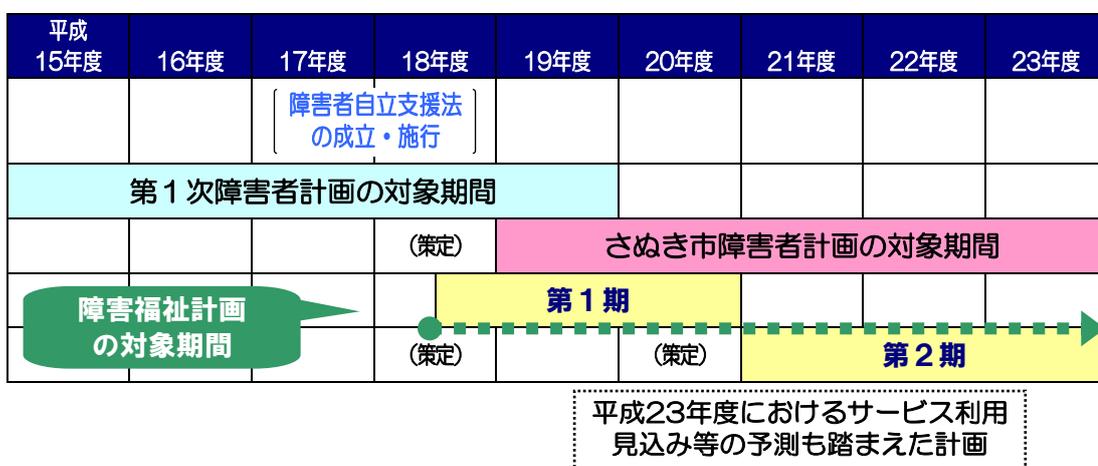
さめき市地域福祉計画(平成16年3月策定)	
<p>基本理念 ・ 基本目標</p>	<p>地域福祉の基本理念：優しさと思いやりが織りなす いきいき福祉のまち</p> <p>地域福祉の基本目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーションの定着と推進 ○さまざまな分野における福祉の視点の推進 ○自立した生活を送るための支援 ○パートナーシップと市民主体の活動の推進
<p>基本方針 ・ 施策の展開</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の保護・支援と適切な福祉サービスの利用促進 <ol style="list-style-type: none"> (1) サービスの利用者に対する相談支援体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> 1) 一人ひとりに応じたきめの細かい相談の充実(ピア・カウンセリングの実施等)、 2) 地域における相談体制の充実、3) 多種多様な媒体・手段による相談体制の構築 (2) サービスの情報提供による利用者の適切なサービスの選択 <ol style="list-style-type: none"> 1) 総合的な情報ネットワークの構築、2) 多様な媒体による情報提供 (3) 誰もが快適に安心して暮らせるまちづくり <ol style="list-style-type: none"> 1) ユニバーサルデザインのまちづくり、2) 公共施設・交通施設のバリアフリー化の推進、3) 高齢者・障害者の居住環境の整備促進(外出支援の充実等)、4) ライフステージに対応した健康づくりの推進 (4) 利用者の権利の保護 <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用者権利の擁護の推進(地域福祉権利擁護事業の拡充等)、苦情対応窓口の充実 2 福祉サービスの質の向上と供給体制の強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 多様なニーズに対応したサービス供給体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> 1) 社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入の促進、2) 関連分野間の連携の促進 (2) ニーズとサービスを適切に結びつける仕組みの構築 <ol style="list-style-type: none"> 1) サービスの評価と結果の反映の仕組みづくり、2) ニーズ量とサービス量の適切な把握と供給(ニーズ量等調査、福祉カルテの作成)、3) ケアマネジメントの充実 (3) 介護・保護が必要な人への対応と自立支援 <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域における要介護・要保護者の発見・緊急支援体制の充実、2) 高齢者・障害者の生活・自立支援(障害者自立支援の充実、グループホームの展開・充実等)、3) 一人親家庭・子育て家庭への総合生活支援 3 市民の福祉活動への主体的な参加の促進と、各主体のパートナーシップ形成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民、ボランティア団体、NPO等の活動支援と協働・連携の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1) 活動拠点の整備、2) 市民福祉活動の活性化、3) 活動に必要な情報、知識、技術、資金の支援 (2) 市民の福祉に対する意識の高揚 <ol style="list-style-type: none"> 1) 住民交流会、勉強会の実施(障害者などさまざまな立場の人が参加する交流会・勉強会の実施等)、2) 福祉教育の充実 (3) 地域における福祉の人材の育成 <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域における専門的な人材の確保と育成

②計画の期間

この計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

ただし、市町村障害福祉計画にあたる「第5章 障害福祉サービスの内容と見込み」については、障害者自立支援法の規定により平成18年度（10月～3月）から平成20年度までを第1期計画期間とし、第1期計画の実績を踏まえて必要な見直しを行ったうえで、平成21年度から平成23年度までを計画期間とする第2期計画を策定することとなります。

障害者計画と障害福祉計画の対象期間



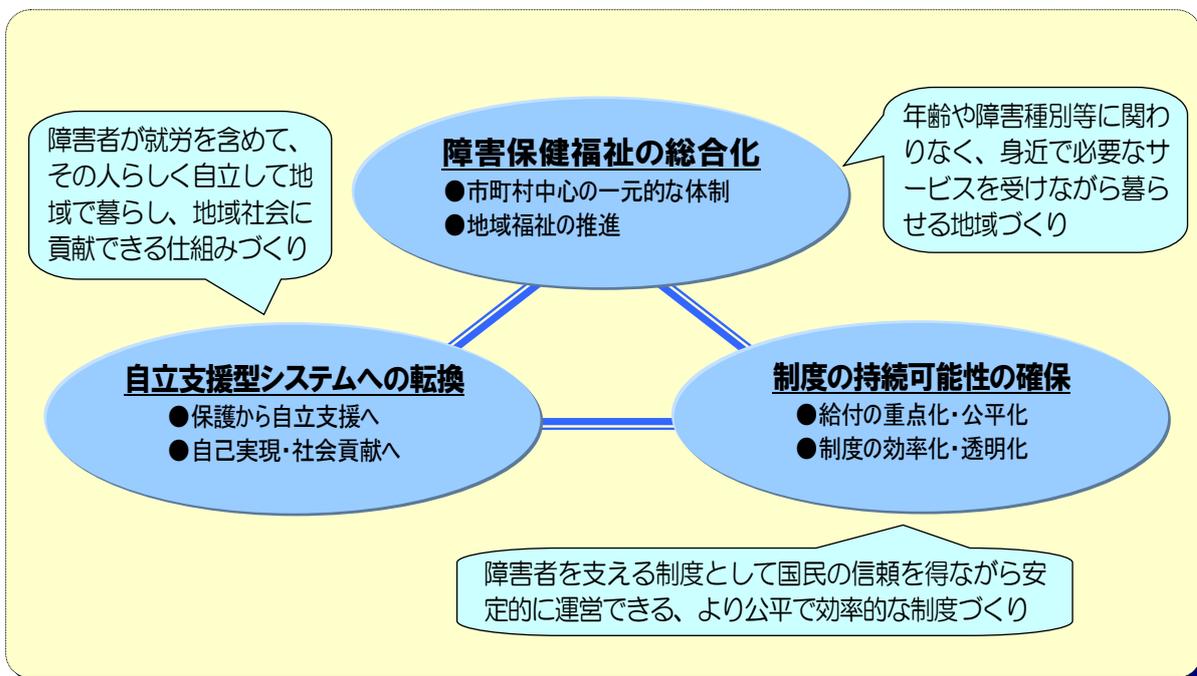
(3) 計画の策定体制

この計画は、障害のある人へのアンケート調査や関係団体等へのヒアリング調査の実施等を通じて、障害者施策への市民意識や障害のある人の実態、各種サービス利用の現状、意向等を把握するとともに、市民代表や保健・医療・福祉関係者等によって構成される計画策定委員会等において、計画の策定にあたりました。

2. 障害者自立支援法による制度改革の内容

平成17年10月、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として「障害者自立支援法」が成立しました。障害者基本法のもとに、4つの個別法（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法）のサービス給付に関する部分を一元化し、障害保健福祉の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保などをめざしています。

障害者自立支援法の基本的視点



今後の障害者支援に向けた法体系

障害者基本法			
(障害者の自立と社会参加を支援する基本理念や基本的事項を規定)			
障害者自立支援法			
(障害種別に関わりのない共通の給付等に関する事項について規定)			
身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	精神保健福祉法	児童福祉法
・身体障害者の定義 ・福祉の措置 等	・福祉の措置 等	・精神障害者の定義 ・措置入院 等	・児童の定義 ・福祉の措置 等

障害者自立支援法では、市町村を主体として、身体・知的・精神3障害共通の客観的なルール、プロセスによって、サービスが提供されます。また、国の負担責任が明確化されるとともに、利用者も応分の費用を負担することになりました。

「障害者自立支援法」による改革内容

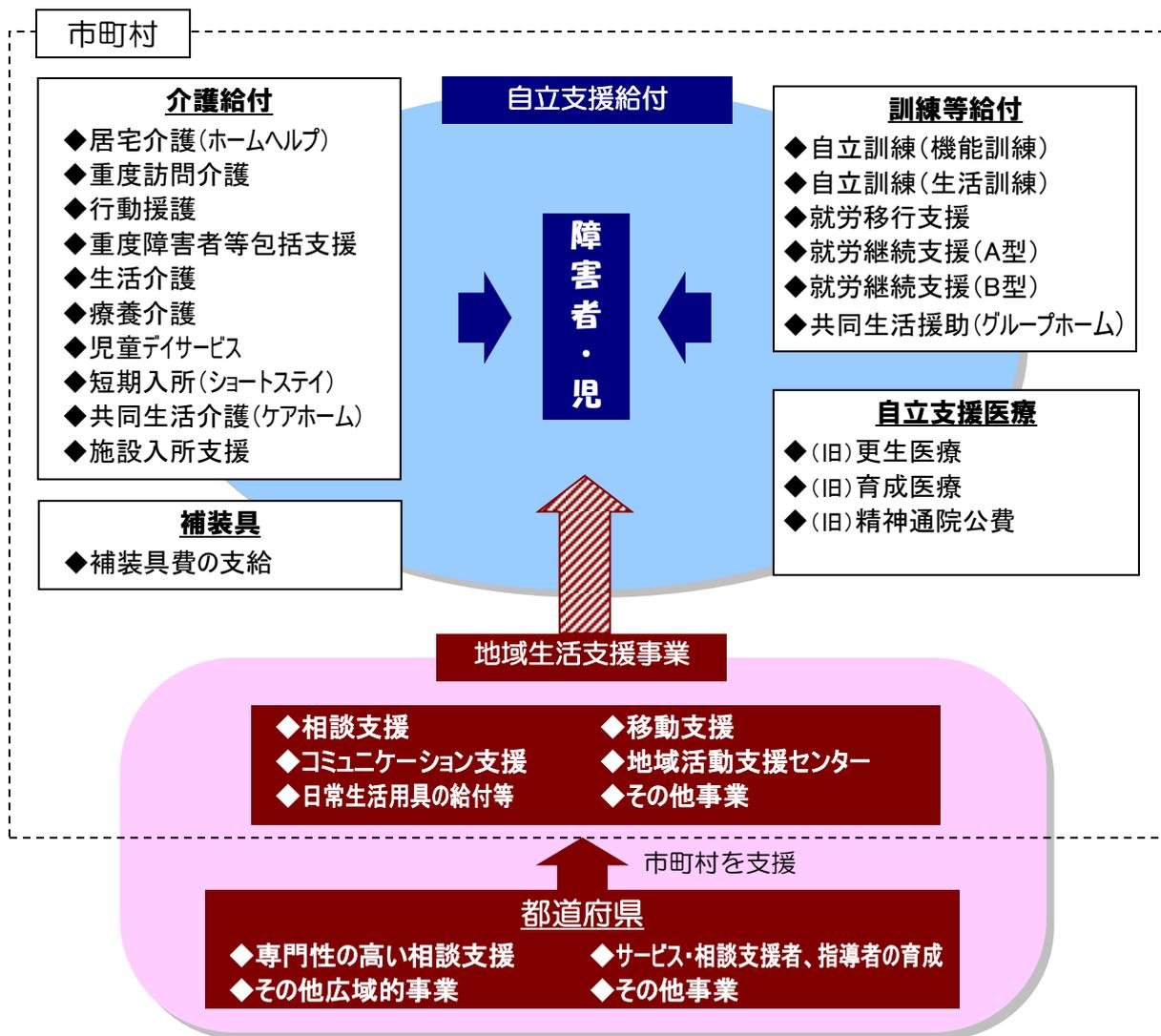
これまでの制度の問題点	障害者自立支援法による改革
<ul style="list-style-type: none"> 3障害（身体・知的・精神）の制度体系が分かれており、格差がある。 精神障害者は支援費制度の対象外となっている。 実施主体が都道府県、市町村に二分化されている。 	<p>①障害者施策の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に加える。 ○市町村に実施体制を一元化し、都道府県はこれをバックアップする。
<ul style="list-style-type: none"> 障害種別ごとに複雑な施設・事業体系となっている。 入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態がかけ離れている。 	<p>②利用者本位のサービス体系への再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ○33種類に分かれていた施設体系を6つの事業（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、施設入所支援）に再区分する。 ○日中活動の場と生活の場を分離し、地域と交わる暮らしの拡大を図る。 ○NPOなど多様な社会資源を活用する。
<ul style="list-style-type: none"> 養護学校卒業者の55%は福祉施設を利用し、自立生活への移行につなげていない状況にある。 就労を理由とする施設退所者は1%と極めて少ない。 	<p>③就労支援の抜本的強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな就労支援事業（就労移行支援・就労継続支援）を創設する。 ○雇用施策との連携を強化する（ハローワークと連携し、個々の障害者の就労支援計画を作成）。
<ul style="list-style-type: none"> 市町村によって支援の必要度を判定する客観的基準がない。 支給決定のプロセスが不明確である。 	<p>④支給決定のルール、プロセスの透明化、明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を創設する。 ○市町村審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化する。
<ul style="list-style-type: none"> 国の費用負担の仕組みが毎年の予算折衝の影響を受け、不確実である。 	<p>⑤支援のための安定的な財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国が費用の1/2を義務的に負担するという負担責任を明確化する。 ○利用者も応分の費用を負担し、みんなで支える仕組みにする。

さめき市障害者計画(第2次)・さめき市障害福祉計画(第1期)

障害者自立支援法に基づくサービスは、平成18年10月から国庫負担金（義務的経費）を財源とする「自立支援給付」によるサービスと、国庫補助金（裁量的経費・統合補助金）を財源とする「地域生活支援事業」によるサービスに大きく分かれました。

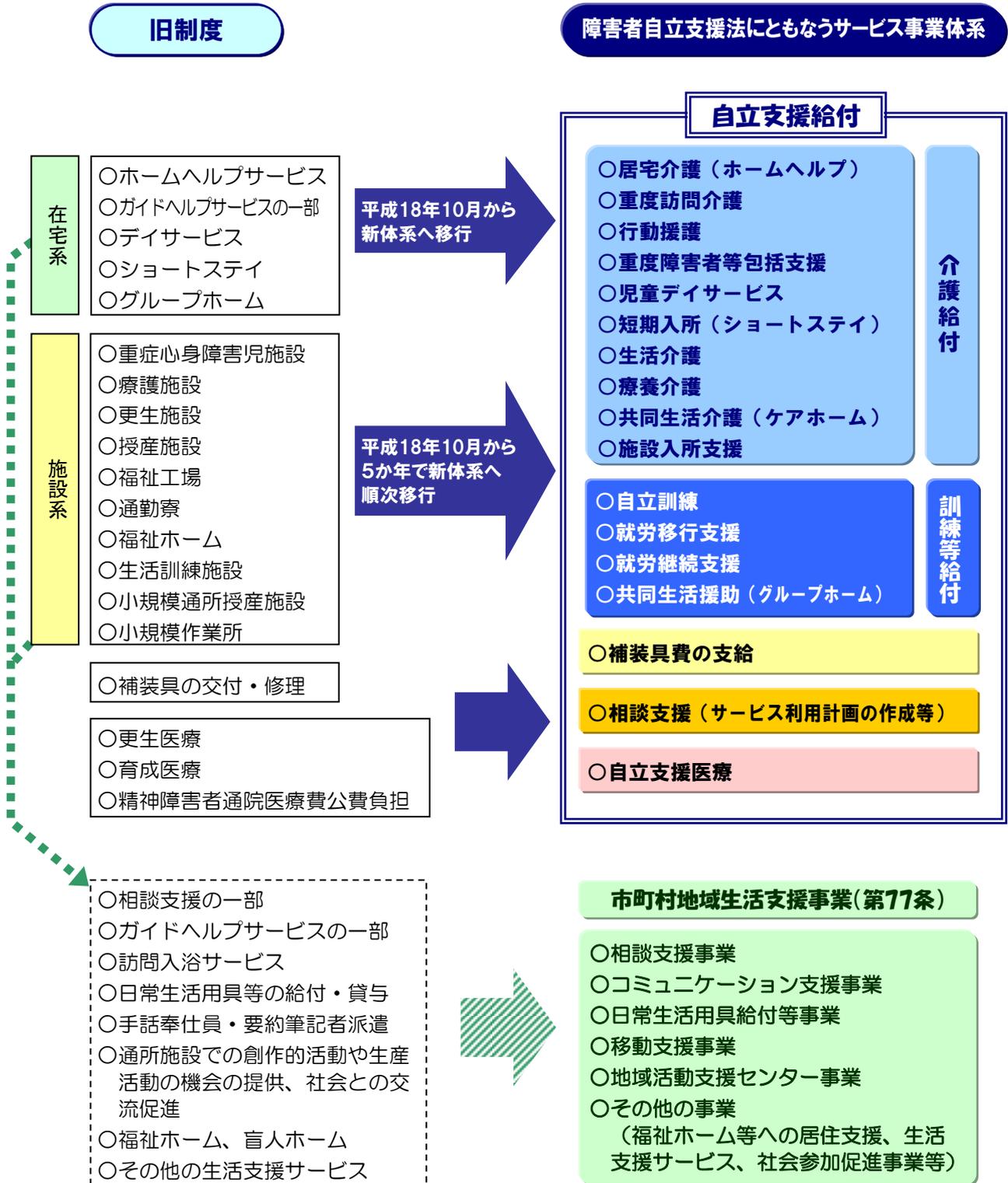
ただし、日中活動の場や生活の場となる福祉施設については、平成23年度末まで、これまでの事業体系に基づくサービスの実施が認められています。

今後の障害福祉サービスの事業体系



また、これまでに実施されてきたサービスと新しい事業体系に基づくサービスの関係については、下図のとおりとなっています。

障害者自立支援法に基づくサービス事業体系の概要



第2章 障害のある人を取り巻く状況

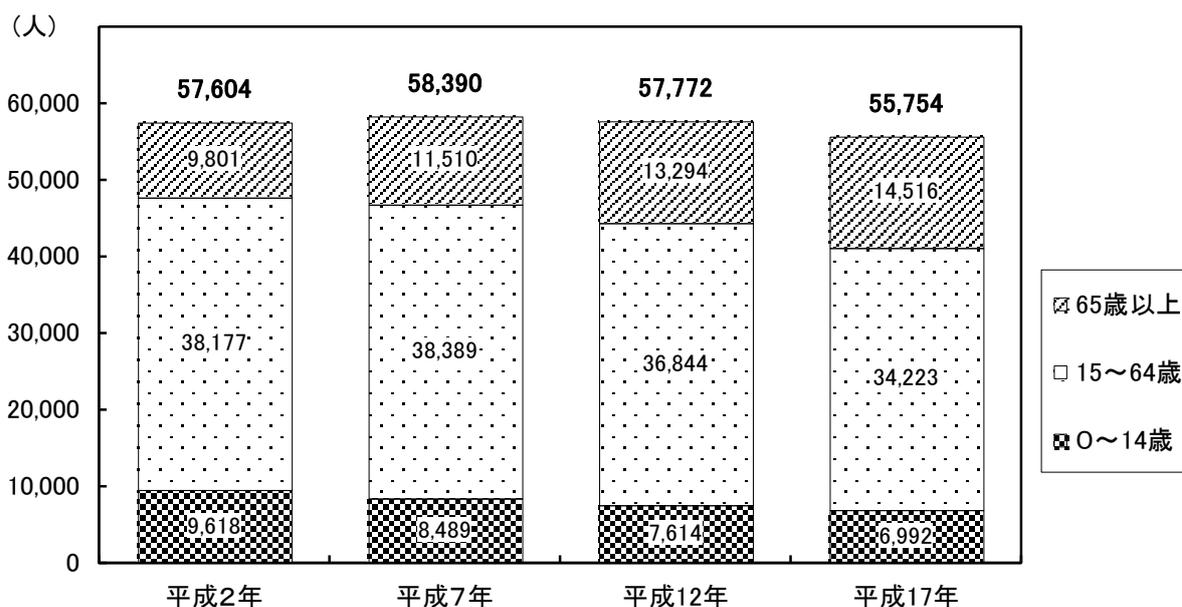


1. 人口及び障害のある人の状況

(1) 人口の状況

さぬき市の総人口は、平成17年10月現在で55,754人（国勢調査）で平成7年以降、減少傾向が続いています。また、年齢別人口構成については、平成17年10月現在の65歳以上の高齢者の割合が26.0%を占め、市民の4人に1人が高齢者となっています。

人口総数と年齢別構成



※各年とも国勢調査（10月1日現在）による。

※住民基本台帳に基づく平成18年11月30日現在の総人口は、55,600人。

(2) 障害のある人の状況

《身体障害のある人》

身体障害者手帳所持者数は、平成18年4月現在で2,810人となっています。

このうち年齢別には65歳以上の高齢者が70%を占めており、障害の種類別には肢体不自由が56%と過半数を占め、次いで内部障害が28%を占めています。

年齢別・障害区分別身体障害者手帳所持者数(人)

区 分		総 数	視 覚 障 害	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	音 言 語 ・ 声 ・ し ゃ く 機 能 障 害	肢 不 自 由	内 部 障 害
平成18年 4 月	総 数	2,810	237	202	27	1,571	773
	0～17歳	36	2	1	2	24	7
	18～64歳	821	41	40	12	493	235
	65歳以上	1,953	194	161	13	1,054	531

《知的障害のある人》

療育手帳所持者数は、平成18年4月現在で347人となっています。

このうち年齢別には18歳未満の障害児が16%、65歳以上の高齢者が8%を占めており、等級別には中度㊸の人が35%を占めて、最も多くなっています。

年齢別・等級別療育手帳所持者数(人)

区 分		総 数	最 重 度 ㊶	重 度 A	中 度 ㊸	軽 度 B
平成18年 4 月	総 数	347	70	93	121	63
	0～17歳	56	7	14	18	17
	18～64歳	264	58	68	93	45
	65歳以上	27	5	11	10	1

《精神障害のある人》

現在、精神障害者の実数を正確に把握することは困難な状況にありますが、平成14年の「患者調査」等から厚生労働省は、知的障害者を除く精神障害者の数を258.4万人(全国)と推計しており、その結果から全国平均の患者比率は2.02%と推計されています。さぬき市の平成17年10月現在の総人口は55,754人ですので、この値を使うとおよそ1100人になると考えられます。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」によって導入された精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成18年4月現在で122人、自立支援医療(旧通院医療費公費負担制度)の受給者数は、平成18年4月現在で410人となっています。

年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)

区 分		総 数	1 級	2 級	3 級
平成18年 4 月	総 数	122	22	78	22
	0～17歳	1	0	1	0
	18～64歳	106	16	69	21
	65歳以上	15	6	8	1

2. 障害者施策の実施状況

(1) 障害者関連施策の概要

さぬき市における実施施策の概要は、次のとおりです。

障害のある人に関わる取り組みの概要

		身体障害のある人	知的障害のある人	精神障害のある人	
理解と交流	啓発・広報活動	広報さぬき、ふれねっと（社協広報紙）、パンフレット等 市内の行事・イベント開催時の交流・啓発活動			
	福祉教育	福祉教育、人権教育、ボランティア活動などの体験学習等			
	交流・ふれあい	各種スポーツ・レクリエーション大会等への参加、交流 障害者団体や福祉施設、関係団体との交流			
	ボランティア活動	ボランティア相談窓口の設置（社会福祉協議会） 手話、要約筆記、朗読・録音、外出支援ボランティア等			
	障害者関係団体	身体障害者団体連合会	手をつなぐ育成会	あけぼの会	
保健・医療	予防・早期発見	乳幼児健康診査、乳幼児・こども相談、健康教育・相談、健康診査			
	リハビリテーション	さぬき市民病院、かがわ総合リハビリテーシ ョンセンター	デイケア（さぬき市民 病院、三光病院等）		
	訪問指導	市訪問指導	市・保健所家庭訪問		
	医療費補助	自立支援医療（旧更生医療、旧育成医療、旧通院医療費公費負担） 重度心身障害者等医療費助成			
生活支援（福祉制度・サービス）	相談支援・権利擁護		市役所本庁、市福祉事務所、社会福祉協議会、障害者生活支援センタ ー（ましみず、のぞみ等）、民生委員児童委員、県東讃保健福祉事務 所、県障害福祉相談所		
			身体障害者相談員	知的障害者相談員	精神保健福祉相談員
	在宅生 活支援	訪問系サービス 移動支援	社会福祉協議会、指定障害福祉サービス事業者		
		短期入所	真清水荘等	のぞみ園等	市外施設
	日中活動の場		社会福祉協議会、真清水荘、のぞみ園、指定障害福祉サービス事業 者、小規模通所作業所など		
	生活の場		真清水荘、のぞみ園、グループホームのぞみ、指定障害福祉サービス 事業者など		
その他の支援		手話通訳者・要約筆記者の派遣、補装具費の支給、日常生活用具給付 等事業、住宅改造費の助成、介護保険福祉用具 特別児童扶養手当などの各種年金・手当、特別障害給付金制度、障害 者扶養共済制度、生活福祉資金の貸付、自動車取得税の減免、公共交 通機関等の運賃・料金の割引			

(2) サービス事業所・福祉施設の立地状況

市内における主な障害福祉サービス事業所、福祉施設の立地状況については、次のとおりです。

① 指定障害福祉サービス事業所

サービス区分	事業所名	所在地	実施主体
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	さぬき市社会福祉協議会福祉の里	昭和1050-1	(社福)さぬき市社会福祉協議会
居宅介護 重度訪問介護	サマリヤ大川ホームヘルプサービス	大川町田面1198	(社福)サマリヤ
	有限会社介護支援サービスセンター御徳	鴨部7343-1	(有)介護支援サービスセンター御徳
	東明訪問介護センター	寒川町石田西2296-5	(有)東明商事
	香川県高齢者生活協同組合「ひだまりさぬき」	志度1409-1	香川県高齢者生活協同組合
短期入所	真清水荘	寒川町石田東甲761-9	(社福)祐正福祉会
	知的障害者更生施設のぞみ園	昭和1032	(社福)長尾福祉会
	あんず	長尾東1271	(特活)あんず
児童デイサービス	のぞみ児童デイサービス事業所	長尾東1629-1	(社福)長尾福祉会
共同生活援助	グループホームのぞみ	長尾名104-4	(社福)長尾福祉会

※平成18年12月1日現在 香川県資料

② 障害者福祉施設

施設の種類	施設名	所在地	設置主体	運営主体	設置年月	入所定員	通所定員
身体障害者療護施設	真清水荘	寒川町石田東甲761-9	(社福)祐正福祉会	(社福)祐正福祉会	H6.7.1	50人	10人
知的障害者更生施設	のぞみ園	昭和1032	(社福)長尾福祉会	(社福)長尾福祉会	H8.9.1	50人	19人
心身障害者小規模通所作業所	志度作業所	志度1298-6	さぬき市	志度作業所運営委員会	S57.1.12	—	10人
	恵生ノ園	昭和1050-1	さぬき市	恵生ノ園運営委員会	S56.11.1	—	16人
	さざんか園	大川町富田中3003	さぬき市	(社福)さぬき市社会福祉協議会	H13.6	—	10人
	きんりん園	津田町津田2571-101	さぬき市	(社福)さぬき市社会福祉協議会	S60.10	—	15人
精神障害者共同作業所	みなとの家	長尾西1703	さぬき市曙会	さぬき市曙会	H18.4.18	—	10人

※平成18年12月1日現在 ※真清水荘とのぞみ園は障害者自立支援法による旧法支援施設(みなし指定)

(3) 障害福祉サービスの利用状況

支援費制度におけるサービスや精神障害のある人を対象とするサービスなど、自立支援給付や地域生活支援事業による障害福祉サービスの見込量を算出するための基礎となるサービス利用実績については、以下のとおりです。

支援費サービス等の利用実績

サービス			平成15年度	平成16年度	平成17年度	
居宅介護	身体介護	身体障害者	人数	20人	16人	19人
			時間	265時間	253時間	350時間
		知的障害者	人数	12人	13人	39人
			時間	215時間	222時間	521時間
	家事援助	障害児	人数	11人	9人	10人
			時間	280時間	134時間	103時間
		精神障害者	人数	2人	4人	5人
			時間	18時間	38時間	52時間
	移動介護 (身体介護を伴う)	身体障害者	人数	5人	1人	1人
			時間	20時間	16時間	8時間
		知的障害者	人数	7人	14人	12人
			時間	60時間	208時間	220時間
		障害児	人数	0人	5人	7人
			時間	0時間	99時間	158.5時間
	移動介護 (身体介護を伴わない)	身体障害者	人数	1人	3人	4人
			時間	20時間	19時間	43.5時間
		知的障害者	人数	9人	14人	17人
			時間	100時間	172時間	233.5時間
障害児		人数	0人	7人	11人	
		時間	0時間	64.5時間	256.5時間	
デイサービス	身体障害者	人数	13人	15人	14人	
		日数	61日	46日	46日	
	知的障害者	人数	0人	0人	8人	
		日数	0日	0日	0日	
	障害児	人数	12人	14人	17人	
		日数	120日	62日	121日	
短期入所(ショートステイ)	身体障害者	人数	3人	6人	8人	
		日数	100日	22日	63日	
	知的障害者	人数	8人	16人	18人	
		日数	179日	44日	42日	
	障害児	人数	2人	7人	4人	
		日数	126日	12日	13日	
	精神障害者	人数	1人	1人	2人	
		日数	2日	2日	10日	

※人数、時間、日数はすべて各年度における3月の実績値

さめき市障害者計画(第2次)・さめき市障害福祉計画(第1期)

サービス・施設				平成15年度	平成16年度	平成17年度
更生施設	身体障害者	(入所)	人数	2人	2人	2人
		(通所)	人数	2人	0人	0人
	知的障害者	(入所)	人数	30人	34人	38人
		(通所)	人数	15人	15人	11人
療護施設	身体障害者	(入所)	人数	29人	30人	32人
		(通所)	人数	3人	4人	4人
授産施設	身体障害者	(入所)	人数	5人	5人	5人
		(通所)	人数	8人	10人	9人
	知的障害者	(入所)	人数	10人	9人	11人
		(通所)	人数	11人	8人	13人
精神障害者生活訓練施設			人数	0人	0人	2人
知的障害者地域生活援助(グループホーム)			人数	3人	3人	3人
作業所	心身障害者小規模通所作業所		人数	44人	51人	50人
	精神障害者共同作業所		人数	7人	7人	5人

※人数は、以下のサービス・施設を除き、各年度末現在の支給決定者数

- ・精神障害者生活訓練施設については各年度末の利用者数
- ・作業所については、各年度末現在の通所者数

その他のサービスの利用実績

サービス・施設			平成15年度	平成16年度	平成17年度
相談支援	障害者生活支援事業	実施箇所数	2か所	2か所	2か所
	障害児等地域療育支援事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所
コミュニケーション支援	手話奉仕員派遣事業	登録者数	0人	2人	21人
補装具・生活用具	補装具交付・修理 ()内は排泄管理	利用件数	154件 (857件)	155件 (935件)	152件 (879件)
	日常生活用具給付	利用件数	49件	29件	33件

(4) 前計画における「重点実施事業」の実施状況

第1期障害者計画（平成15年3月策定）において設定した「重点実施事業」の実施状況については、以下のとおりです。

分野	重点実施事業	事業のねらい・内容	実施状況
啓発・広報	福祉のパンフレットの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が利用できる各種制度、事業、サービス等の内容と利用方法をわかりやすく説明した市オリジナルのパンフレット等の作成、配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年4月に、障害者自立支援法による制度改革の内容を紹介するパンフレットを配布。
	市公式ホームページでの情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・公式ホームページの本格運用に際して、保健・福祉施策をはじめ障害者に関わる施策をわかりやすく紹介。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の公式ホームページにて公開中。（適宜、掲載情報の更新・追加・削除）
	相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援センターと連携を図りながら利用を推進し、障害者相談を充実。 ・障害者や家族が気軽に相談・カウンセリングが受けられるよう関係機関と連携し、市保健福祉事務所に相談窓口を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者生活支援事業の実施。 〔委託先：（社）福祐正福祉会〕 ・平成15年8月から障害者生活支援センターましまの相談員による相談支援窓口を市福祉事務所1階に設置。 ・平成15年10月から生活支援センターのぞみにコーディネーター（現 相談支援専門員）を配置。 ・平成16年2月から手話通訳者を市福祉事務所の1階に設置。
	巡回体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁や市保健福祉事務所、各支所に容易に出向くことができない障害者の自宅を、生活支援センター職員や保健師等が定期的に巡回する体制の確立。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口に出向くことができない障害のある人などに対して、個別訪問による情報提供等を行い、必要に応じてケアマネジメントを実施。
生活支援	福祉3サービスの提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・支援費制度開始にともなうホームヘルプ、デイサービス、ショートステイの3サービスについて、障害者の利用意向に応じられる提供体制の充実を図る。 ・障害者ヘルパーの資質の向上を目的とした、研修等の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅生活支援事業者との連絡調整や、障害者生活支援センター等とのサービス調整連絡会、その他ケア会議の実施など。 ・障害者（児）ホームヘルパーステップアップ研修を実施。 〔修了者数：平成17年度15名〕
	新たな福祉サービスの実施（・促進）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者からの利用希望の高いガイドヘルプサービス等の実施に向けて、社協等の関係機関と協議・調整。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年4月からガイドヘルパー派遣事業を実施。 〔利用者数：平成17年度12名〕 〔委託先：（社）さぬき市社会福祉協議会〕
	地域ケア会議の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市の総合的な福祉拠点として、高齢者はもとより地域ケア会議のなかで障害者に対するサービス調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度より地域ケア会議に障害者部会を設置し、障害者に対する有機的なサービス調整を実施。

さぬき市障害者計画(第2次)・さぬき市障害福祉計画(第1期)

分野	重点実施事業	事業のねらい・内容	実施状況
生活支援	グループホームの設置促進	・障害者の地域における生活の場となるグループホームを設置する法人・団体への助言、指導。	・平成15年10月にグループホームが開設 [入居者：1名] (設置・運営主体：(社福)長尾福祉会) ・平成18年10月にケアホームが開設 [入居者：6名] (設置・運営主体：(社福)恵愛福祉事業団)
	経済的支援の充実に向けた検討	・障害者のための年金・手当など、経済的支援のあり方全般について、必要に応じ見直し検討を行う。	・心身障害児福祉年金支給事業(20歳未満、年額48,000円)及び心身障害者扶養共済制度掛金補助事業を市の単独事業として実施。
	コミュニティバスの利用促進	・ノンステップバス車両等の導入を推進する。	・障害のある人の利用促進に向けて運賃を無料化。車両の低床化等については財政事情等を総合的に考慮しつつ、今後も協議・検討を進める予定。
保健・医療	医療費支給事業の見直し	・利用時にいったん障害者の立て替え払いが必要な重度心身障害者医療費支給事業の申請・受給方法を、医療証発行制度等への見直しを検討する。	・重度心身障害者医療費の現物支給については、財政負担面からの検討・調整をなお要しており、当面現在の事業内容を継続する予定。
	さぬき市民病院の整備・拡充	・地域の基幹病院として、障害者に対する充実した保健医療サービスを提供できるよう施設・設備面、運営面での強化を図る。透析サービス、精神科医療体制の充実など。	・市民病院の整備については、平成19年度以降、できるだけ早期に基本設計、実施設計に着手できるよう努める予定。
	地域におけるデイケアの検討	・障害者デイケアを実施するための場と運営支援体制の確立。	・社会的自立の促進を図るため、支援体制の充実に向けて検討中。
教育・育成	障害児の受け入れ先の拡大	・市内学校園における施設のバリアフリー化や専門職員の加配などを行い、障害児を受け入れる心のバリアフリー化。	・障害児教育機関等との連携を深め、一人ひとりにふさわしい環境で教育が受けられるよう、受け入れ態勢の整備を推進。
	障害児の集える場の提供、調整	・遊びの空間、ふれあいの場の提供、調整。	・障害児を対象とするデイサービス事業を拡充。[利用者数：29名]
雇用・就労	各種協力事業所の確保	・社会適応訓練事業(職探制度)や職場適応援助者(ジョブコーチ)事業の協力事業者の確保・拡大に努める。	・社会適応訓練事業における協力事業所は景気低迷等により減少が続いているが、今後とも協力事業所やジョブコーチの確保・拡大に努める予定。
	民間事業所における障害者雇用の啓発	・法定雇用を義務づけられた事業所に対し、雇用率を満たすよう啓発に努める。	・香川県やハローワークなどの関係機関との連携を図り、啓発を推進。
	小規模通所作業所の拡充	・老朽化した心身障害者小規模通所作業所の拡充と定員の拡大を図る。	・平成16年度にきんりん園の定数を10名から15名に拡充。 ・老朽化の著しい志度作業所、恵生ノ園など、その他の作業所についても施設の改修・定数の拡充を進める予定。

分野	重点実施事業	事業のねらい・内容	実施状況
社会参加・生きがい	政策決定の場への障害者の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> 市の策定する指針・計画等で、市民が委員として参加する委員会、審議会等を開催する際に、障害者や関係者の参画に極力努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 附属機関等の委員の選任に配慮し、障害のある人や関係者のまちづくりへの参画を促進。
	障害者のふれあいの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> 公民館・集会所など既設の公共施設等を活用し、障害者団体等と連携しながらサロンの交流機会を定期的で開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の自立更生と社会活動への参加促進を図るとともに、障害者に対する社会の理解と協力を得ることを目的に、障害者団体が主催するふれあいコンサートや芸能大会の開催を後援。
	障害者団体行事の際の移動支援	<ul style="list-style-type: none"> 市および社会福祉協議会所有のマイクロバスについて、障害者団体が弾力的に利用できるよう協議・調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者団体行事の際の移動支援として、市などが所有するマイクロバスの利用を調整。
生活環境	公共施設におけるバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> スロープ設置、手すりの取り付け、エレベータの設置、障害者用トイレの設置、駐車スペースの確保、歩道の設置・改善の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設のバリアフリー化に向け、市管財課の主管により庁内横断的な取り組みのもと、障害者団体等と実地調査を実施。
推進体制	ボランティア活動の促進・支援	<ul style="list-style-type: none"> 手話、要約筆記、朗読、外出支援など、障害者や高齢者のために活動するボランティアの活動支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動の推進及びマンパワーの拡充を図るため、ボランティアグループに対し、必要に応じて活動を支援。

3. 障害者施策に関わる市民意識

計画策定の基礎資料とした各種の調査結果については、次のとおりです。

(1) 障害福祉計画の策定のためのアンケート調査

①調査の概要

調査目的	障害福祉計画の策定（および障害者計画の改定）に向けて、市内在住の障害のある人を対象に、日常生活の状況や福祉サービス利用状況、今後の利用意向等を把握することを目的に実施した。
調査対象	市内在住の障害のある人（障害者手帳所持者） 1,155名 うち身体障害者手帳所持者 799名 療育手帳所持者 244名 精神障害者保健福祉手帳 112名 ※身体障害者については、原則として65歳未満の方を対象とした。 （65歳以上の方は、介護保険制度の第1号被保険者でもあるため） ※知的障害者については、市外へ住所を移転している施設入所者を対象から除外した。 ※重複障害を有する方は、身体障害者として発送上取り扱った。
調査方法	配布・回収とも郵送法
調査期間	平成18年7月～8月
回収状況	有効回答数 570件（有効回収率 49.4%） うち身体障害者手帳所持者 411名 療育手帳所持者 120名 精神障害者保健福祉手帳 61名 ※重複者あり

②主な調査結果

《調査対象者等の属性》

調査票への回答者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害のある人では、69%が本人による記入。本人が答えて家族が記入した割合を加えると、対象者本人による回答は80%を占める。 知的障害のある人では、70%が対象者にかわって家族が回答。 精神障害のある人では、本人による回答が59%、家族による回答が30%。
対象者の年齢	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害のある人では、50～64歳の人が68%を占め、18歳未満の障害児は5%にとどまっている。 知的障害のある人では、30～49歳の人が36%、18歳未満と18～29歳の人がそれぞれ25%を占める。 精神障害のある人では、50～64歳の人が43%を占め、次いで18～29歳の人が39%となっている。
要介護認定の状況	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の要介護認定を受けたことがある人は、各障害種別の9～13%とおおむね1割前後を占めている。

現在の住まい	<ul style="list-style-type: none"> 各障害種別とも、家族とともに自宅で住んでいる人が多い。 ひとり暮らしの人は、精神障害のある人で20%、身体障害のある人で9%を占めている。 精神障害のある人の10%が医療機関に入院している。
本人の収入	<ul style="list-style-type: none"> 各障害種別とも年金が50～79%を占めている。 身体障害のある人の25%、知的障害のある人の19%が、会社等で働いた給料を収入としてあげている。また、知的障害のある人では、作業所等での工賃も13%があげている。
介助(支援)者の状況	<ul style="list-style-type: none"> 家族による介助(支援)を受けている人は、知的障害のある人の66%、精神障害のある人の59%、身体障害のある人の36%をそれぞれ占める。 介助(支援)者の年齢は、身体障害のある人では50～60歳代、精神障害のある人も60～70歳代の人が多くを占めている。また、知的障害のある人では50歳代を中心に各年代に分散している。 各障害種別とも、仕事をしていない介助(支援)者が40～50%を占めている。

《日常生活の状況》

日常生活動作の状況	<ul style="list-style-type: none"> 身体介護や家事援助、移動支援、意思疎通などに関する15項目の日常生活動作のうち、何らかの項目で全部手助けが必要な人の割合は、知的障害のある人で78%にのぼっている。また、精神障害のある人では46%、身体障害のある人では26%を占めている。 全部手助けが必要な人の割合が30%を超える項目は、身体障害のある人ではなく、知的障害のある人では「市役所等での手続き」「お金の計算や管理」「炊事等の家事」「バスや電車の利用」「自分の考えを伝える」の5項目、精神障害のある人では「市役所等での手続き」のみとなっている。
日中活動の状況	<ul style="list-style-type: none"> 各障害種別とも、自宅や施設の中で過ごす人が最も多く、次いで、身体障害のある人では、買い物・散歩等で外出したり、働いている人が多い。 知的障害のある人では、施設・作業所への通所、買い物・散歩等の外出、働いている、学校への通学の順となっている。 精神障害のある人では、買い物・散歩等の外出に続き、診察・治療・機能訓練を受けている人が多い。 障害のある子どもでは、69%の人が学校へ通学し、次いで自宅や施設の中で過ごしたり、買い物・散歩等で外出するとの回答が多い。
外出の状況	<ul style="list-style-type: none"> ほとんど毎日外出している人は、身体障害のある人の49%、知的障害のある人の48%を占めるのに対し、精神障害のある人では30%にとどまっており、ほとんど外出しないという人が21%みられる。 障害のある子どもでは、73%が毎日外出している。 知的障害のある人では、外出時に付き添いを必要とする人が34%を占めている。
困ったときの相談先	<ul style="list-style-type: none"> 家族以外の相談先として、精神障害のある人の51%、身体障害のある人の31%が病院等の医師・看護師を、知的障害のある人の26%が福祉施設の職員・指導員をそれぞれあげており、頼りにしている様子がうかがえる。 身体障害のある人では、友人も32%を占めている。

《将来の暮らし方》

将来暮らしたい場所	<ul style="list-style-type: none"> 各障害種別とも、自分や家族の家で暮らしたいと答える人が多く、身体障害のある人の72%、精神障害のある人の56%、知的障害のある人の53%を占めている。 障害のある人のための施設に入所している人で、自宅やグループホーム、ケアホームなど地域生活への移行を希望する人は、知的障害のある人ではみられず、身体障害のある人でも14.3%（1人）にとどまっている。 医療機関に入院している精神障害のある人では、半数が自宅やケアホームでの生活を希望している。
今後の就労意向	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害のある人と精神障害のある人では、障害や病気等で働くことができないという人が最も多い（精神39%、身体26%）。これに対し、知的障害のある人では33%が通所施設や作業所に通うと答えている。 会社や団体などの正規職員で働くことを希望する人は、知的障害のある人の24%、身体障害のある人の23%を占めているが、精神障害のある人では12%にとどまっている。 施設や作業所へ通所している人のうち、正規職員・パート等など一般就労への移行を希望する人の割合は、精神障害のある人の43%、身体障害のある人の32%を占めているのに対し、知的障害のある人では19%にとどまり、現状どおりの通所を希望する人が66%を占めている。
将来の生活への不安	<ul style="list-style-type: none"> 障害種別によって割合は異なるが、経済的なこと（各種別とも過半数）、健康や体力のこと（身体は64%）、一緒に暮らす人のこと、身のまわりの世話や介護のこと、の4項目への回答が多い。 このほか障害のある子どもがいる家庭では、就職や仕事のこと、学校や通所施設等の進路のことが高い割合を占めている。

《福祉制度・サービスの利用状況》

	身体障害のある人		知的障害のある人		精神障害のある人	
1位	手当や年金の支給	34.1%	手当や年金の支給	53.3%	手当や年金の支給	54.1%
2位	補装具の交付修理	10.2%	ホームヘルプ	19.2%	デイケア	14.8%
3位	リハビリテーション	8.3%	ショートステイ	15.0%	ホームヘルプ	9.8%
4位	ホームヘルプ	6.3%	ガイドヘルプ	14.2%	デイサービス	6.6%
5位	デイサービス	5.8%	デイサービス		訪問看護サービス	
6位	日常生活用具	5.4%	通所授産施設	10.0%	生活支援センター	
7位	ショートステイ	2.7%	リハビリテーション		3.3%	
8位	ガイドヘルプ	2.2%	地域生活支援センター	9.2%		ショートステイ 入浴サービス 日常生活用具
9位	地域生活支援センター		通所更生施設	7.5%		補装具の交付修理 住宅改修費
10位	通所授産施設、訪問看護サービス、移送サービス	1.9%	補装具の交付修理		7.5%	地域福祉権利擁護事業

サービスを利用しない理由	<ul style="list-style-type: none"> • 身体障害のある人や知的障害のある人では、必要を感じないという人に次いで、利用の仕方がわからない、どのような制度があるのかを知らなかったという人が多くみられる。また、年齢別には障害のある子どものいる家庭でその傾向が強い。 • 精神障害のある人では、費用がかかることが最も多く、次いで利用の仕方がわからない、どのような制度があるのかを知らなかった、人の目が気になるの順となっている。
--------------	--

《福祉制度・サービスの利用希望》

	身体障害のある人		知的障害のある人		精神障害のある人	
1位	手当や年金の支給	45.7%	手当や年金の支給	46.7%	手当や年金の支給	42.6%
2位	リハビリテーション	25.8%	ガイドヘルプ	35.8%	ホームヘルプ	32.8%
3位	住宅改修費	25.3%	地域生活支援センター		ガイドヘルプ	21.3%
4位	補装具の交付修理	20.0%	ホームヘルプ	31.7%	地域生活支援センター	
5位	日常生活用具	18.7%	ショートステイ	28.3%	訪問看護サービス	11.5%
6位	ホームヘルプ	16.5%	成年後見制度	22.5%	住宅改修費	
7位	通所系サービス	14.8%	リハビリテーション	20.8%	成年後見制度	9.8%
8位	ガイドヘルプ	13.6%	移送サービス	17.5%	地域福祉権利擁護事業	
9位	移送サービス	13.1%	住宅改修費	16.7%	ショートステイ	9.8%
10位	地域生活支援センター	12.9%	地域福祉権利擁護事業	14.2%	入浴サービス	

《新規需要分(利用希望－利用状況)》

	身体障害のある人		知的障害のある人		精神障害のある人	
1位	住宅改修費	23.8%	地域生活支援センター	26.6%	ホームヘルプ	42.6%
2位	リハビリテーション	17.5%	成年後見制度	21.7%	ガイドヘルプ	21.3%
3位	日常生活用具	13.3%	ガイドヘルプ	21.6%	地域生活支援センター	14.7%
4位	手当や年金の支給	11.6%	住宅改修費	15.9%	住宅改修費	13.1%
5位	ガイドヘルプ	11.4%	移送サービス	15.0%	成年後見制度	11.5%

《障害者自立支援法による制度改革内容の周知度》

制度改革内容の周知度	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害のある人では、利用者負担に関する内容への周知度が一部進んでいるものの、全般的には法の名前を聞いたことがある程度やまったく知らないという人が多い。 知的障害のある人や精神障害のある人では、利用者負担に関する項目とともに、3障害共通の制度としての一元化についても知っている人が比較的多いほか、知的障害のある人では新しい障害程度区分の導入についても他の障害種別より周知がやや進んでいる。
------------	---

《充実すべき行政施策》

	身体障害のある人		知的障害のある人		精神障害のある人	
1位	経済的援助の充実	42.6%	経済的援助の充実	44.2%	経済的援助の充実	50.8%
2位	就労・雇用の拡充	33.3%	就労・雇用の拡充	40.0%	市民啓発の充実	37.7%
3位	保健・医療体制	31.4%	市民啓発の充実	39.2%	就労・雇用の拡充	32.8%
4位	市民啓発の充実	27.0%	福祉施設の充実	33.3%	公的住宅の整備	27.9%
5位	情報提供の充実	25.5%	相談体制の充実	29.2%	相談体制の充実	24.6%
6位	相談体制の充実	24.1%	保健・医療体制	21.7%	福祉施設の充実	18.0%
7位	生活環境の改善	20.4%	家族のためのサービス		家族のためのサービス	
8位	福祉施設の充実	18.7%	ボランティア活動	20.8%	公的介護サービスの充実	16.4%
9位	公的住宅の整備	17.3%	職業訓練の充実	20.0%	保健・医療体制、情報提供、職業訓練の充実	14.8%
10位	家族のためのサービス	16.8%	情報提供の充実	18.3%		

《主な自由回答意見》 ※()内の数字は記入件数

サービス利用にあたっての不満・要望	<ul style="list-style-type: none"> 金銭的な負担が大きい。(8) サービスを利用するための方法、相談先がわからない。(4) 希望する日時にサービスが利用できない。(4) 年金額が少ない。増やしてほしい。(4) <p style="text-align: right;">など</p>
自立支援法について	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担が重くなる。(28) 今後の生活が不安だ。(13) 説明がほしい。説明がない。(12) 今利用しているサービスをそのまま利用したい。(11) ある程度の負担は仕方がない。(9) 良くない制度だ。(9) 福祉の切り捨て、サービス低下だ。(6) <ul style="list-style-type: none"> 障害者のことを考えてほしい。(5) 障害者にとって良い制度だ。(5) 家族に負担がかかる。(5) 利用したくてもお金がない。(4) 制度が変わることが不安だ。(4) 障害程度区分の判定がしっかりされるかが不安だ。(4) サービスの充実・向上を。(3) <p style="text-align: right;">など</p>

※()内の数字は記入件数

<p>障害者施策の 推進に向けて</p>	<p>[福祉制度・サービスについて]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市からサービスや制度の内容の説明がない。説明がほしい。(12) ・相談できる場、人がほしい。(5) ・障害者の家族への支援の充実を。(5) ・相談窓口の充実。(4) ・サービスや制度の充実を。(2) ・手続きの簡略化を。(4) ・障害者の自立のための施設・設備の充実を。(2) ・ヘルパーなどの資質向上を。(2) ・送迎サービスの充実を。(2) <p>[雇用・就労への支援について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労の場の充実を。(10) ・介助者の就労への支援を。(5) ・障害者の収入を増やす工夫を。(5) ・働く場がない。(2) ・企業への雇用の働きかけを。(2) <p>[経済的支援について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金を増額してほしい。(4) ・経済的支援の充実。(4) ・税金や公共料金の軽減を。(4) ・医療費の免除・減免。(3) <p>[障害のある人への理解、交流について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する理解を。偏見をなくす。(7) ・障害者同士の交流の場がほしい。(3) <p>[人にやさしい福祉のまちづくりについて]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者が暮らしやすい社会に。(6) ・コミュニティバスを利用しやすくしてほしい。(5) ・駐車場が少ない。健常者が駐車している。(4) ・バリアフリー化の推進。(4) ・障害者用トイレが少ない。汚い。(2) <p>[日ごろ困ったり不安に思うこと、その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来のことが不安だ。(8) ・親亡き後の子どものことが心配だ。(7) ・経済的負担が増加した。(6) ・リハビリが受けられなくなるのが不安だ。(2) ・医療費が負担に感じる。(2) ・3か月で退院は困る。(2) ・障害者の実態把握を。(2) <p style="text-align: right;">※1件のみの意見は割愛した。</p>
--------------------------	---

(2) 計画策定に向けたヒアリング

① 調査の概要

調査目的	計画の策定に向けて、市内の障害のある人や家族、支援者等が抱える課題や福祉ニーズ、制度改革や計画策定への意見等を把握する。
調査対象	身体障害者団体連合会、手をつなぐ育成会、小規模通所作業所、香川東部養護学校保護者、あけぼの会(みなとの家作業所) 各関係者
調査方法	懇談会形式による聞き取り、記述式アンケートの配布・回収 など
調査期間	平成18年8月25日、9月1日、7日

② 主な調査結果

《生活支援(福祉制度・サービス)に関して》

情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 制度が変わってからいろいろと書類をみせてもらったが、それまでまったく制度の内容が変わったことに気がつかなかった。制度について、もっと早くわかりやすいパンフレットなどで説明してもらいたかった。 簡単なパンフレットなど、いろいろなサービスを受けるときにわかりやすい情報がほしい。
相談支援 ・ 権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> 団体としての事務局(スペース)がない。どこかを借りてそこに相談所もつくりたいと思うが、市や県からの支援は得られないのか。自分たちだけでつくらなければならないのか。 親と職員との「ギャップ」を埋める第三者的な相談機関をつくりたい。福祉施設等との関わりのない人のところへも相談に行って、事業所との橋渡しをしてもらう感じでなければならない。
障害程度区分 ・ 支給決定	<ul style="list-style-type: none"> 聞き取り調査をしていただいたが、障害程度区分によってどのくらい時間をいただけるのか気になっている。 随分時間が減るということでショックを受けている。本当に必要な人には今までどおりの時間がほしい。
訪問系 サービス	<ul style="list-style-type: none"> 夜間の外出時に本人を家においておけず、一緒に連れていかなければならない。そういうときにヘルパーが来て、家でみてもらえたらと思う。 子どもが男子なのでプールを利用するときに男性のヘルパーをお願いしたいが、人数が少ないということでなかなか利用できない。 支援費制度がはじまったときに、説明に来た市の職員が社協のヘルパーが優秀な人材がそろっていると宣伝した。いろいろな事業所でヘルパー事業を立ち上げているし、選ぶ権利はこちらにあるのだから、もっと利用者の立場にたったことがいえないのか。
移動支援 ・ 送迎サービス	<ul style="list-style-type: none"> ガイドヘルプが通学だけなので、サービスを利用しようと思っても利用するために親が送っていかなければならないとか、移動面ですごく困っている。 送迎があればどれだけ生活の幅が広がるかと思う。 学童保育は学校まで送迎してもらえる場合があるが、作業所へ行っているものは送迎は頼めない。そういうところに矛盾を感じている。 ヘルパーの車に乗せてもらって買い物に行くなどできたらもっと幅広く使える。公共交通機関だけでは時間的なものもあるのでどうかと思う。

<p>短期入所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイは部屋が少ないし、利用者が次回の予約して出ていくので本当に利用したいときに利用できない。 ・ショートステイは夏休みの競争率が激しく、希望日に受けてもらえない。いっぱいだと断られるところが多かった。その点を考えていただきたい。 ・夏休みにショートステイを使いたかったが、この時期はいっぱいであつたといわれた。東かがわ市に1か所では対応しきれていないのではないか。市内に1つそのような施設がほしいとみんなが思っている。中高生に対するそういうサービスを受けたいというのはみんなの気持ちだと思う。 ・ショートステイは最長7日しか利用できない。介護保険は長い期間利用できるのに、障害者はなぜ7日なのかと思う。もう少し柔軟に対応できないか。もっと気軽に10日、2週間といった利用ができれば非常にありがたい。
<p>緊急時の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今は親が送迎しているが、親の体調が悪いときに送迎がなければ、調子が悪いのに家で子どもをみなければならぬ。親も年々歳をとるので送迎も負担になるし、入院などとなったときに即座に使えるものがないと困る。 ・親が体調を崩したりした場合でも利用できるものがあれば安心できる。親もいつまで元気がわからないし、親の介護をしなければならなくなるかもしれない。緊急時に預かってもらえる場所があれば安心できる。 ・短時間の預かりも要望が多いのであれば何らかの形にしていければいいのにとと思う。
<p>児童デイ ・ 日中一時支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学5年生まではデイサービスが利用できるもので長期休みなどは助かっているが、中学生になったらデイサービスがないので、長期休みや放課後などに行くところがない。中学生以上の子どもが利用できるデイサービスのような場がほしい。 ・従来のデイサービスの半日利用して利用料も半額になる制度があればよいと思う。現在は1日預けても半日預けても同額だ。日中ショートのような形にならないか。 ・日中ショートがなくなるのがとても不満だ。特に夏休みが今後の課題だと思っている。高松市内の施設がタイムケア事業をはじめると聞いたが、さぬき市民が利用できるようにすることができるのか。
<p>生活訓練の場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自立に向けた生活訓練の体制を整えてほしい。 ・卒業後、どこに行けばよいか不安だ。近くに施設があるが身体の場合、日中の介護が手一杯だということはよくわかるが、学校のように手厚くでなくてもよいので月に1～2回でも何か取り組んでいただけないか。
<p>通所施設 ・ 小規模作業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業所について毎年問題になってきており、卒業を迎えている母親は心配している状況なので、もっとローテーションをすれば安心できるようなシステムはないのかと思っている。 ・作業所が新体系の就労支援事業になると、そこに行ける人が限られてくるのではないか。 ・事業所の単価が下がって採算があわないところまで来ている。採算があわなければよい人材は来ない。よい職員を確保するにはよい給料を出さなければ来てくれない。どれくらいの補助が必要かを考えていただきたい。 ・1つの作業所以外はいっぱい聞いています。その作業所に行ってみたが、重度の子があつた環境でやっていけるか不安だ。卒業後どうしたらよいか不安なので、重度者でも受け入れられるように作業所を改善するか、違う形での受入枠を増やして対応するなどしていただけたらありがたい。

<p>通所施設 ・ 小規模作業所 (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作業所の支援員の研修や資質の向上をもっと図ってほしい。利用者が障害を持っている子どもであるということを作業員には自覚してほしい。親とももっとコミュニケーションをとってほしい。 支援員がだんだん慣れてきて、上からものをみるところがありすぎる。福祉の勉強を根本からやり直してほしい。 施設の階段が急で暗い。そういう安全面をまず考えてもらいたい。
<p>自立生活体験 モデル事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自立生活体験モデル事業は18歳からでなければ使えないが、もう少し早い段階から自立に向けて練習を重ねなければ自立は難しいと思う。 グループホームを練習で使用したいと思って18歳以上でないと利用できない。香川東部養護学校には寄宿舎がないので、就職してから入ることではなく、在学中に練習できるような施設があればよいと思う。学校周辺にそういう施設があり、どんどん使えるようにできたらという意見が多い。 利用を進めることよりも少し改善した方がよいことなどが出てくるのではないか。積み重ねてうまくよいものをつくるということが必要。
<p>グループホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 親が元気なうちは子どもの面倒をみられるが、歳をとると後見人がいないのでどうしたらよいかと思う。グループホームなどを地域に1つずつ計画して、歳がいったときに利用できるような形にしてほしい。 最小限の地域のなかでグループホームをお願いしたい。
<p>入所施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設側から3年半後に入所は難しいが通所は可能と聞いているが、親が元気なうちは通所で、徐々に入所になっていくと思うので、入所者の枠も増やしてほしい。
<p>経済的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉年金を支給する市町がだんだん減っているが、県下一円にそういう状況になっているとは思えない。さぬき市としては障害者に対する年金は今後とも出さない考えか。 利用者負担額が家族の所得で上限設定されるのはおかしい。本人の所得で算出されなければならない。 病院に行ってお金が必要でもそれが払い戻しされるようにしてほしい。 医療費助成は4級までだが、所得に応じて5～6級の人にも適用できないのか。低所得者には幅を広げてほしい。

《障害のある人の雇用・就労に関して》

<p>就労機会の 拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政で現在、養護学校に何人通っていて、何年に何人卒業するということを把握しているのか。卒業後どこへ行くのか。一般就労する場合、行政が企業に働きかけるのか。 雇用促進法の改正で精神障害者にも法定雇用率が定められ、4月から施行になったが、職安に雇用した会社があるかと聞いたらまったくないといわれた。企業側にもっと働きかけをしてもらいたい。 老人クラブで公民館の夜警などを受託しているが、障害者にはそういったことが1つもない。行政のなかでも障害者のできる仕事はあるので、団体等に委託してもらって1人でも2人でも働く場ができればと思っている。
<p>作業所との 連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作業所が行き着く先ではなく、作業所を何年か体験することにより就労チャンスを与えるようなきっかけを作業所が常にもっておき、作業所と企業がもっと結びつけば一般就労が増え、そこにまた卒業生が入れるようなローテーションが生まれるようなシステムをぜひこれから進めてほしい。

《生活環境に関して》

コミュニティバス	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスは障害者のことを考えていない。高いお金を出して1人も乗っていないことがある。それならばタクシーの割引券をくれて個々の移動に対応できる方がよい。 ・コミュニティバスは時刻も路線もロスが大きく、とても不便だ。もう少し市民が利用しやすくなるか。
災害時の支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えて市役所では障害者のことを掌握しているのか。一番心配なのは避難場所まで行きつけるかどうかということだ。重度の人やひとり暮らしの人をどのような方法で誰が避難場所まで連れていくか。そのあたりの対策をしてもらい必要がある。 ・重度の人やほとんど歩けない高齢者などは公民館に避難してもどうしようもない。施設に一時的に入れることはできないのか。

《障害者団体に関して》

障害者団体活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちで動かなければならないのはわかっているが、助言は行政からしてもらわないとわれわれも動けない。そういったアドバイスをしてくれるところがあれば、行政と保護者が一緒になって、さぬき市の福祉について考えていけると思う。 ・新しく会員を募るにしても市役所は個人情報保護法の関係で誰が障害者手帳を持っているか教えてくれない。いかに会員を増やすかということで頭打ち状態になっている。希望として、せめて分会長くらいにはどのような方が障害を持っているかを公開していただけないか。 ・会員の勧誘について、ある市町では手帳の交付時に団体役員を呼んで勧誘している。福祉事務所に団体の机を置いてもらえれば対応はできる。相談員制度を利用し、月に1～2日、日を決めて手帳の交付をしてもらえればそのときに相談員という形で勧誘できる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・県下の関係団体で自動販売機の設置に力を入れているが、新しくつくる施設等があれば声をかけてほしい。それで収益があがれば団体への助成金を減らせるので市も助かるはずだ。無理はいわないが、市民病院ができたときに入れてほしい。 ・障害者のできることを全部委託してとはいわないが、何割かはわれわれに委託してほしい。

《障害者施策の推進、計画策定に関して》

<p>障害者施策の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・親としてはどんどん不安になる人が年々増えていくと思う。そういう不安がなくなるような、地域で助けていけるようなシステムができあがっていったらよいと思う。 ・障害者施策も子育て支援のように前向きに考えてほしい。 ・安心して母親が働ける環境がないので、働けないとか働くのをがまんしている状態を解消できるくらい福祉が充実してほしいと思っている。 ・本当によくしてもらいたいということが山ほどあるが、それを消化できるシステムが必要だと思う。 ・予算的に少なくなっていくという方向が目に見えている。本当に計画的に予算措置ができているかが問題ではないか。
<p>計画策定に向けて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような計画ができるのかわからないが、具体的に実施可能な計画をつくってほしい。 ・目標を具体的な方法で表してほしい。 ・これから子どもが社会に出ていくためにどういった施設・サービスが必要なのかというニーズを明らかにして、そのニーズに対してどういう施設がどのくらい必要かということ、市主体で考えていただくことが大事だと思う。施設側がこのようにやりたいといってもニーズがなければはじまらない。その辺りをしっかり分析して明示できれば、これからの方向性が明らかになり話がしやすいと思う。 ・みんなの気持ちを集約したものができればよい。

4. 今後の施策推進に向けた課題

国における施策展開や社会経済情勢の動向、また、さぬき市における障害のある人を取り巻く状況などを踏まえ、今後の障害者施策の推進にあたって重点的に取り組むべき課題を整理すると、次のように考えられます。

①地域における自立生活を支えるための仕組みづくり

障害のある人を取り巻く家族のなかには「自分が亡き後は施設に入って、一生安心して生活できるようにしてあげたい」と考える人も少なくありません。しかし、障害者自立支援法の成立により「施設から地域へ」という障害者施策の方向が一層鮮明に打ち出されることとなりました。

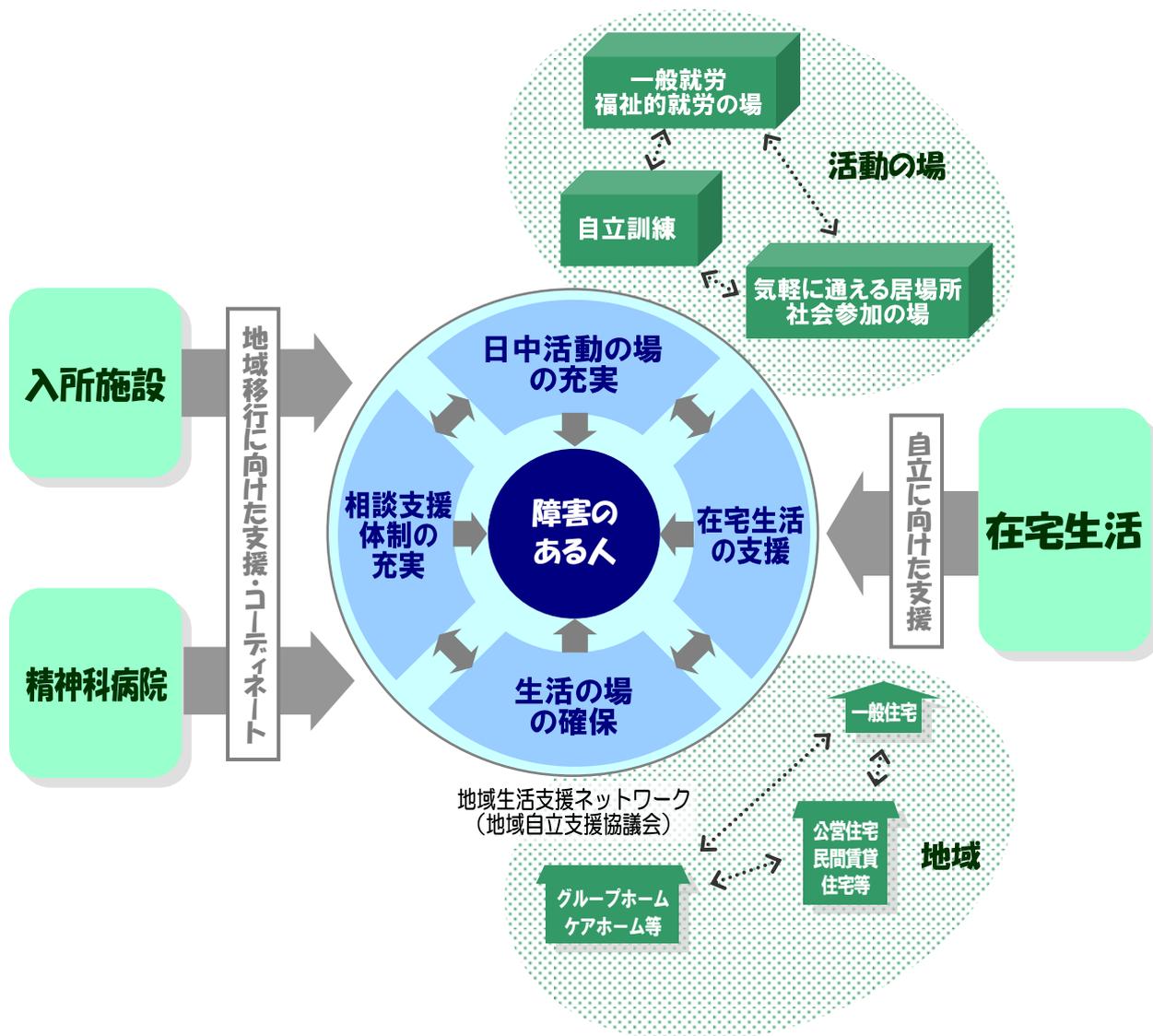
地域で現在暮らしている人や、これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合も含め、障害のある人が、地域でその人らしく自立した生活をおくれるようにするためには、相談支援体制や在宅サービスの充実をはじめ、住宅やグループホームなどの生活の場、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりをより進めていくことが求められます。

②身近で利用しやすい相談支援体制の充実

障害のある人は、困ったことがある場合、まず家族などの親族内で問題解決を図ろうとします。しかし、障害のある人自身や家族・親戚だけでは解決できない問題も多く、障害のある人が地域で暮らすうえで、年齢や障害種別等に関わりなく、身近なところで、必要なときにいつでも相談でき、適切な支援につながる体制づくりが求められています。

障害者自立支援法の施行を機に、相談支援に関わる事業はいくつかの財源ごとに事業が分割されましたが、市内及び近隣自治体における相談支援ネットワークを最大限に活かしつつ、障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実、地域自立支援協議会の設立など、市としての望ましい相談支援体制のあり方を検討し、再構築を図る必要があります。

地域生活への移行と自立生活に向けた支援体制のイメージ



③制度改革への対応と利用者の保護

障害者自立支援法では、新しい事業体系へ5年がかりで移行をめざすとともに、身体・知的・精神3障害の制度の一元化や新たな障害程度区分・支給決定過程の導入など、障害福祉サービスのあり方が大きく改められました。

このため、新しい事業体系への移行にともない、利用者にとってわかりやすく、利用しやすいサービスとなるよう、市民・事業者・市と一緒に知恵をしばりながら、良質なサービスの提供をめざしていく必要があります。

特に今回の制度改革で、市町村に実施の裁量を与えられた地域生活支援事業については、国や県の動向を踏まえ、市としての望ましいサービス提供のあり方を検討し、実施していく必要があります。

④地域で自立するための活動の場・働く場の確保

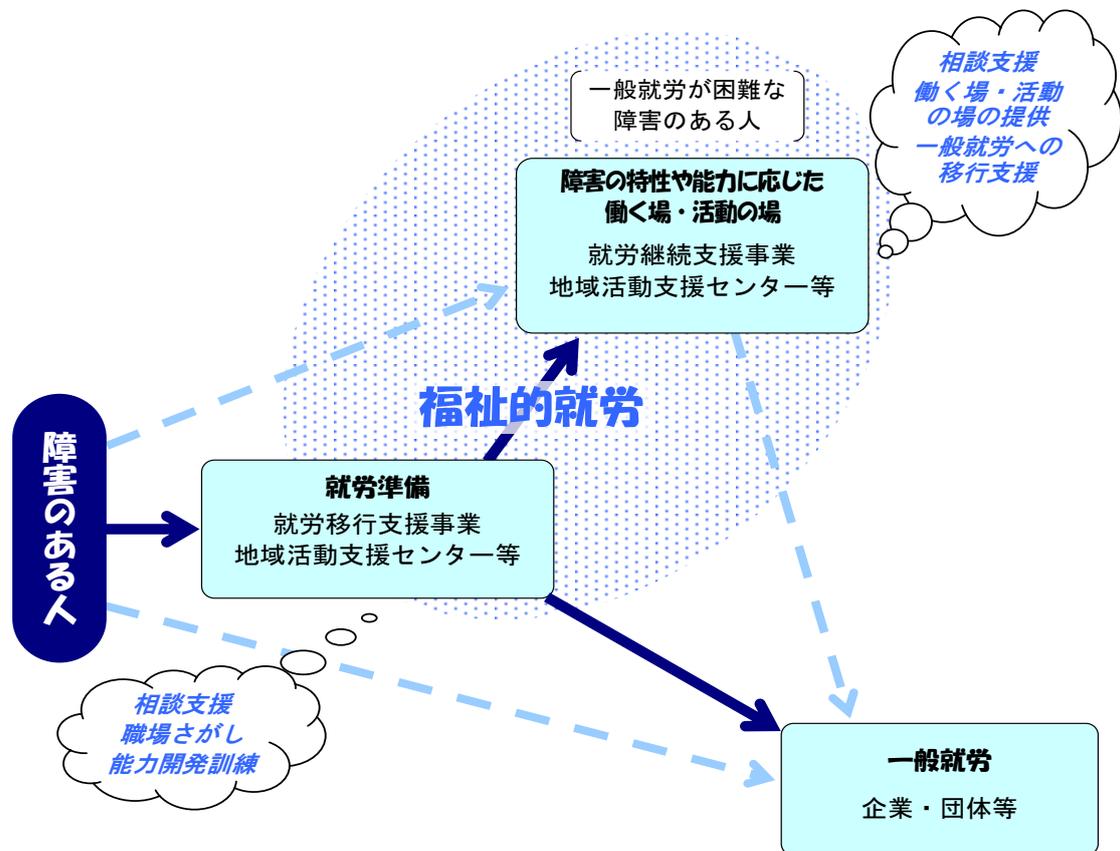
障害のある人が地域で生活を続けていくうえで、障害特性や一人ひとりの意欲、適性、能力等に応じて、身近に活動の場や働く場があることが望めます。

障害者自立支援法による新しい事業体系では、自立支援給付における就労移行支援や就労継続支援、地域生活支援事業における地域活動支援センター、そして法外施設としての小規模作業所と、福祉的就労に関する事業の位置づけや内容が大きく改められることとなりました。

また、障害者自立支援法による制度改革では、福祉的就労における「就労移行」に向けた取り組みが重視されるとともに、移行先となる地域での雇用の拡大や当事者による起業の促進が一層求められています。

これらに対し、市の社会資源である小規模作業所を今後どのような形で事業展開を図っていくか、また行政としての雇用をはじめ、地域での一般就労をいかに拡充していくか等について、市民・事業者・関係機関とともに検討していく必要があります。

障害者自立支援法に基づく就労支援事業のイメージ



⑤ともに生きるための暮らしやすい環境づくり

さぬき市における各障害者手帳の所持者数は約3,300人、人口に対する割合は約6%で年々増加傾向にあります。またこれに、障害があっても手帳を所持していない人や、高齢者等の要介護認定者、発達障害、難病等により継続的に生活上の支援を必要とする人などを加えると、何らかの支援や配慮が必要な人の割合はさらに高くなるものと思われます。

こうしたことから、障害のある人をはじめ、日常生活をおくるうえで配慮が必要な人の視点から暮らしやすいまちにすることは、障害や疾病等がない人にとっても暮らしやすいまちであるとの考え方にたって、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の視点で施策を進めていくことは今後とも非常に重要なことであると思われます。

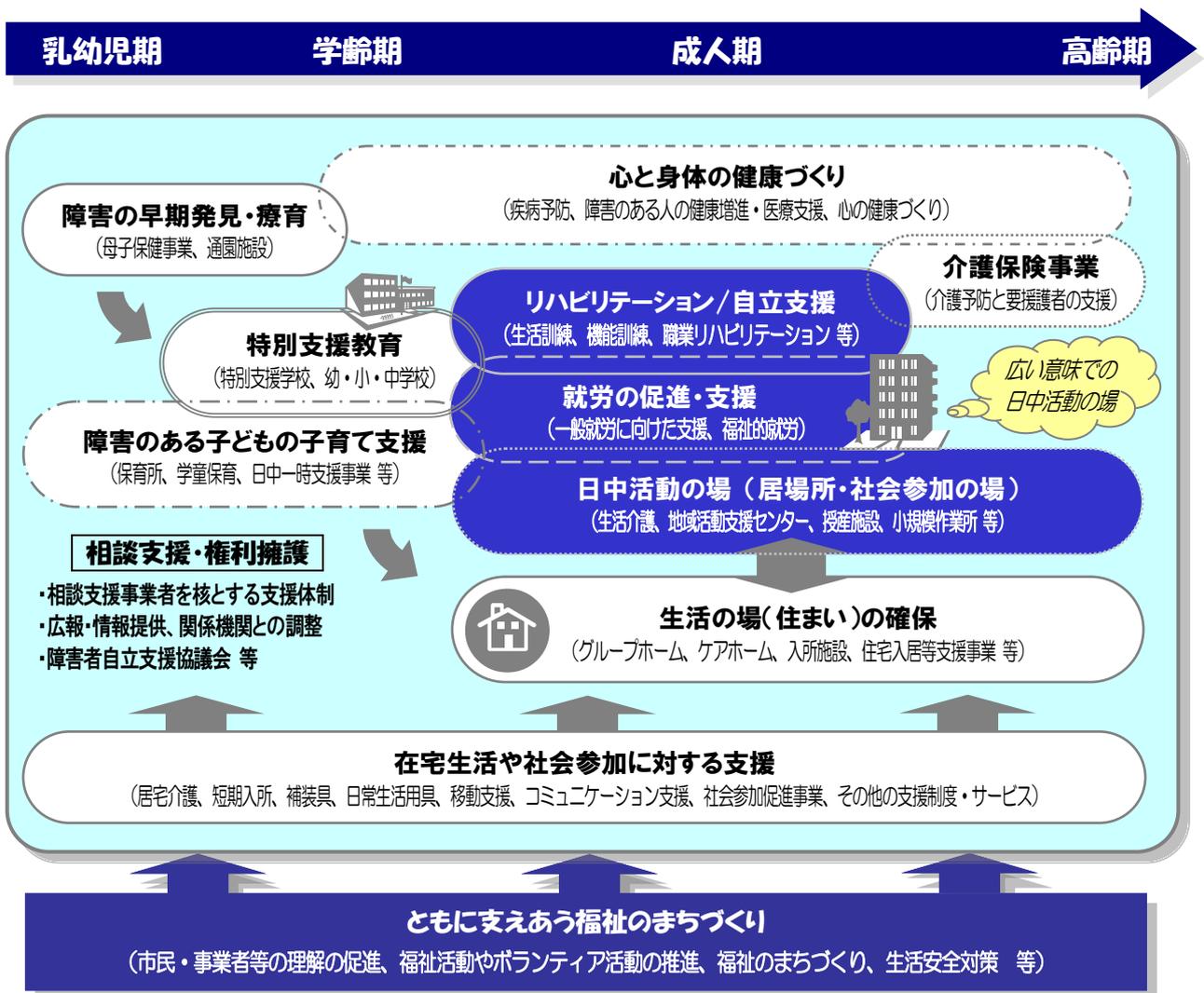
また、まちやモノにとどまらず、情報、サービス、心のバリアフリー化を推進することが求められています。とりわけ、啓発や教育、交流など多様な手段・機会を通じて、障害に対する人びとの理解をより一層深め、支援と交流の輪を広げていくことが望まれます。

⑥ ライフステージに応じた一貫した支援施策の展開

障害のある人が住みなれた地域で、自立し、自分らしい生活をおくるためには、乳幼児期から高齢期に至るまで、さまざまなライフステージに応じた一貫した支援体制の整備を図る必要があります。

また、障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、分野ごとに細分化されています。このため、行政各分野間の連携・調整の強化も重要な課題であるといえます。

ライフステージに応じた自立・生活支援施策のイメージ



第3章 計画の基本的な考え方



1. 基本的な理念・目標

(1) 基本理念

○自己選択・自己決定の尊重

障害のある人が、住み慣れた地域や集落で、自分自身の生き方を主体的に選択し、決定できる社会の実現をめざします。

このため、質・量ともに充実したサービスの提供を図り、多様なサービスのなかから、個々の状況に最も適したサービスを障害のある人が選択できるように努めていきます。

○身近な場所での相談・サービスの提供

自己選択・自己決定を適切に行うためには、それを支える仕組みとして、必要な情報の提供、相談、サービスの利用援助、苦情解決、利用者の権利擁護などの充実を図る必要があります。

さぬき市では、こうした対応をより身近な場所で行えるような体制づくりに努めます。また、各種の事業・サービスについても、障害のある人にとって、より利用しやすい内容となるよう努めていきます。

○だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

障害のある人もない人も、地域のなかでともに生活していることを、当然の前提とした社会にする必要があります。そのためには、障害のある人が特別視されることなく、地域の一員としていきいきと暮らすことができるように、高齢者なども含めた「すべての人にやさしいまち」を築いていかなければなりません。

さぬき市では、障害のある人も気軽にまちに出かけることができるような社会、そして市民一人ひとりがともに尊重しあい、支えあうあたたかい社会を築いていくため、物心両面からさまざまな妨げとなるものを取り除いていく施策を展開し、だれもが暮らしやすいまちづくりを市をあげて推進していきます。

(2) めざすべき目標像

障害のある人もない人も、すべての人がともに生きる一人の人間としてその人権が尊重され、自らの望む生活を主体的に選び、その能力を最大限に発揮して暮らしていけるよう、あらゆる面においてその妨げとなるものを排し、差別のない平等な社会づくりをめざしていかなければなりません。

このため、ノーマライゼーションとリハビリテーションの考え方を基本におき、障害のある人びとの地域における自立と社会参加の実現をめざして、総合的・計画的な施策を推進します。

また、地域との“つながり”や、あたたかい“ふれあい”のなかで、だれもが自分らしい生活をおくることができる共生のまちづくりをめざして、『だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち” さぬき』を、本計画の推進にあたってめざすべき目標像として設定します。

**だれもがいきいきと輝いて暮らせる
“共生のまち” さぬき**

2. 施策展開の基本方向

①啓発・交流

障害のある人はもとより、すべての人が「人として自分らしく生きたい」と願っています。

だれもが互いに尊重しあい、ともに生活できる「共生のまちづくり」を進めるため、きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育、障害のある人とない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障害や障害のある人に対する地域の人びとの正しい理解と認識を深めていきます。

②生活支援

障害のある人が、住みなれた地域で安心して、またいきいきと自立した生活をおくれるようにするためには、障害のある人が自らの生き方を選び、実践できるよう地域をあげて支援していくことが求められます。また、地域において障害のある人を介護・支援している人の負担軽減を図ることも重要な課題です。

このため、障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策の一層の充実に努めます。

とりわけ障害者自立支援法に基づく新たなサービス利用制度の円滑な実施を図り、市内における相談支援体制や福祉サービスの充実に努めます。また、サービス利用をはじめ、障害のある人の自己選択、自己決定を支援するため、権利擁護の推進に取り組みます。

③保健・医療

健やかで心豊かに暮らすことは、すべての人の願いです。とりわけ疾病や障害のある人にとって、それらの影響を軽減したり、健康を維持することは、自分らしく生活するうえでの重要な課題です。また、人生のいずれの時期に障害をもっても安心して生活できるよう、必要な時期に適切な治療や指導・情報提供等が受けられる体制づくりが求められています。

障害の原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療を図るとともに、障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等の充実に努めていきます。

④教育・育成

障害のある子もいない子も一人ひとりの個性が尊重され、地域でともに学び、育つことは、子どもたちが住みなれたわがまちでともに暮らし、豊かな生活をおくるうえで非常に重要な要素となるものです。

このため、地域の学校・幼稚園・保育所と特別支援学校（養護学校等）、関係機関等の緊密な連携のもとに、障害の状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす保育・教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。

⑤雇用・就労

障害のある人が地域でいきいきと働くことは、労働による経済的な自立を図るとともに、就労を通じた自己実現の場として社会からの孤立を回避し、社会のなかでの役割や生きがいを見出すうえで重要な意義を持っています。

行政自らが障害のある人の雇用に努めるとともに、各種制度の活用を通じて民間事業所での雇用に積極的に促進し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。また、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。

⑥社会参加

地域社会における多様な場に主体的に参加したり、自ら望む場所へ移動し、自由に活動を行うことは、地域で暮らす障害のある人にとって大きな願いであり、これを実現するための仕組みづくりが強く求められています。

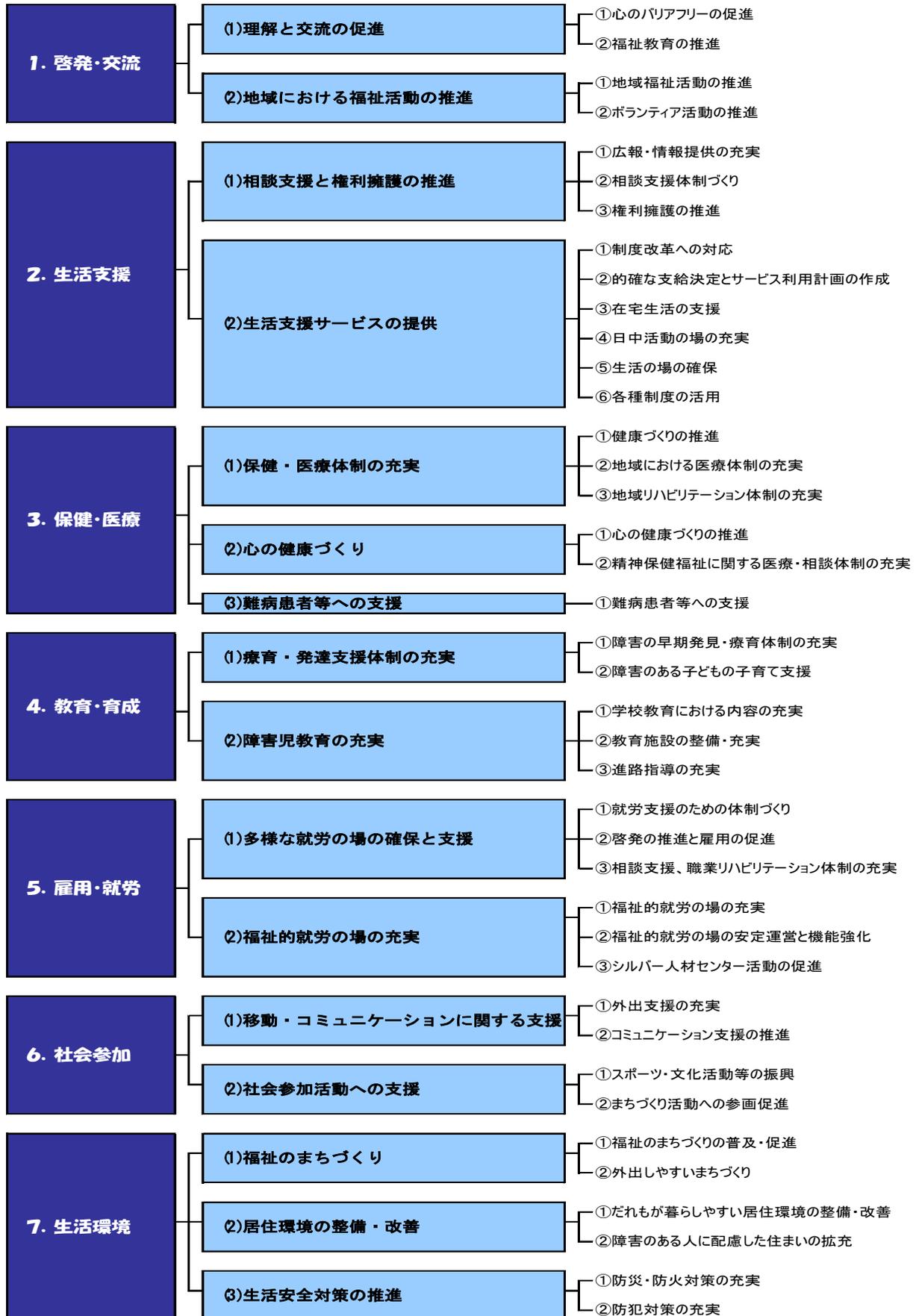
このため、外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、就労、就学、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動に参加するための条件整備を進めます。またあわせて、障害のある人一人ひとりの個性や能力をまちづくりに最大限に生かしていきます。

⑦生活環境

障害のある人が、地域で安全に安心して暮らしていくためには、生活基盤である暮らしやすい住宅の確保や生活空間のバリアフリー化、防災・防犯・交通安全面での障害のある人への配慮などが欠かせません。

このため、障害のある人をはじめとするすべての人が快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、道路、交通機関などの環境整備を進めるとともに、地域をあげた防災・防犯対策、支援体制づくりに努めます。

3. 施策の体系



第4章 施策の展開



1. 啓発・交流

(1) 理解と交流の促進

《現状と課題、進むべき方向性》

- 平成16年に障害者基本法が改正され、基本的理念の規定に「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と明記されるなど、障害のある人に対する差別の防止と権利の擁護があらためてうたわれました。
- 本市では、障害に関する正しい理解が広がるよう、広報紙やイベント開催時における情報発信など、さまざまな機会を通じて啓発・交流活動の推進に努めています。また、市内の学校園においては人権教育の一環として、福祉教育・学習や体験・交流活動を計画的に実施しています。
- 障害のある人をはじめ、市民の一人ひとりが尊厳をもつかけがえのない存在として人権が尊重され、ともに支えあう地域社会を築いていく必要があります。またそのために、人権尊重を基本としたきめ細やかな啓発活動、学校や生涯学習の場における福祉教育などを積極的に展開し、障害特性の理解やその人の立場にたったより適切な対応の仕方など、障害のある人に対する地域の人びとの正しい理解と認識を深めていくことが求められています。

《具体的な取り組み内容》

①心のバリアフリーの促進

家庭や地域、学校、職場などあらゆるところで、障害のある人への偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な機会を通じて広報・啓発活動を推進するとともに、障害のある人とない人の交流を促進していきます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
広報紙等を通じた啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やパンフレット、インターネットのホームページなど多様な広報・情報媒体を活用し、障害のある人に関する情報提供、啓発に努めます。 ・障害のある人の福祉、教育、スポーツ、芸術・文化活動等の活動を紹介したビデオやパンフレットなどを作成し、普及・啓発活動に活用します。 	秘書広報課 長寿障害福祉課
障害者週間やイベント開催時における啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体など関係団体と連携し、「障害者週間」（12月3日～9日）や各種イベント開催時における障害福祉をテーマとした啓発活動を推進します。 	長寿障害福祉課 県東讚保健福祉事務所
精神障害に関する正しい理解の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会や広報活動を通じて、精神障害のある人の社会復帰や自立・社会参加に対する地域の人びとの関心と理解を深め、心のバリアを取り除いていきます。 	長寿障害福祉課 県東讚保健福祉事務所
障害のある人による主体的な情報発信の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・情報媒体の活用や各種イベント・街頭啓発活動等を通じて、障害のある人自身が主体的に情報発信、自己表現できる機会の確保に努め、障害に関する正しい理解の促進を図ります。 	長寿障害福祉課 生活支援センター「のぞみ」・障害者生活支援センター「ましみず」 地域活動支援センター「クリマ」
障害のある人の地域活動等への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員やボランティア団体、NPO法人等の民間団体との連携を深め、障害のある人の地域活動やイベント等への参加が促進されるよう、継続的に呼びかけを実施します。 	長寿障害福祉課 民生委員・児童委員
グループホーム等の利用者と地域住民との交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人のためのグループホーム等の利用者が、地域の一員として生きがいを持って暮らせるよう、地域住民との交流活動の実施や積極的なボランティアの受け入れなどを促進します。 	市社会福祉協議会 長寿障害福祉課

※関係課・機関欄の課名は、平成19年4月実施の機構改革後の名称で掲載しています。（以下同じ）

②福祉教育の推進

子どもたちが幼少のころから障害のある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、学校園における道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを活用した人権教育、福祉学習の推進に努めます。

また、あらゆる年代の市民が、さまざまな学習やふれあいの場を通じて、障害のある人に対する理解と認識を深め、自ら気づき、できることから実践していけるよう、各種学級・講座、講演会等の開催、学習情報の提供や内容の充実、相談支援等に努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
学校園における福祉体験学習・人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 次代を担う子どもたちの障害のある人への理解が深まるよう、小・中学校、幼稚園における福祉体験学習や人権教育の推進、障害のある人との交流機会の充実等に努めます。 	市教育委員会
幅広い市民を対象とする福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動やイベントでの啓発活動、公民館における福祉講座の開催など、あらゆる年代の幅広い市民を対象とし、地域に根ざした福祉教育の推進に努めます。 	市教育委員会 市社会福祉協議会
地域をあげた福祉学習・交流活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや地域住民が、福祉の体験や気づきを通して、福祉に対する意識や実践力を育ていけるよう、バリアフリーマップづくりや障害のある人とのふれあいなど、地域や学校、職場等における自主的・継続的な学習・交流活動を促進します。 	ハローワークさぬき 香川東部養護学校 市教育委員会 市社会福祉協議会
福祉教育の推進に向けた人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> 地域や学校において福祉教育を推進するための人材養成に努めるとともに、関係者の情報交換・共有の場の設定を図ります。 	市社会福祉協議会 長寿障害福祉課

(2) 地域における福祉活動の推進

《現状と課題、進むべき方向性》

- 障害のある人が身近な地域で安心して生活し、また自ら望む生き方を選び、自立した質の高い生活をおくるためには、公的な支援制度・サービスとあわせて、障害者団体やNPO法人、ボランティア団体をはじめ、地域のさまざまな個人・団体が、障害のある人個々に応じたきめの細かい支援活動を主体的に進めていくことが望まれます。
- 本市では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、各地区の代表者等と連携し、地域における福祉活動の推進に向けた取り組みを進めるとともに、平成16年3月には、「優しさと思いやりが織りなす いきいき福祉のまち」を基本理念とする「さぬき市地域福祉計画」を策定し、地域と行政の協力・連携のもとに、市民一人ひとりが安心して暮らせる豊かな福祉社会づくりをめざしています。
- 本計画の将来像として掲げる「だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち”」を実現するうえでも、地域福祉活動の展開を通じて、身近な声かけ・相談をはじめ、障害のある人やその家族を支えていくためのさまざまな取り組みを進め、だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが求められます。
- またあわせて、市民活動団体との連携・協働を図りながら、障害のある人の地域における生活や社会参加を支えるボランティア活動、福祉活動などさまざまな市民活動の振興に今後とも努めていく必要があります。

《具体的な取り組み内容》

①地域福祉活動の推進

障害のある人への理解と交流を深め、障害のある人の地域生活や社会参加に対する支援を充実していくため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障害者相談員、市民活動団体などによる地域福祉活動の活発化を図ります。

とりわけ小地域における福祉活動の展開を通じて、障害のある人やその家族、ひとり暮らし高齢者等に対し、地域の人びとが互いに見守り、支えあい、助けあって、だれもが安心して暮らせるような福祉社会の形成をめざします。

施策・事業	内 容	関係課・機関
地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「地域福祉計画」に基づき、地域における福祉活動の振興に努めます。 さぬき市社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」に基づいて展開する各種の取り組みの拡充・活性化や組織基盤の強化について、引き続き支援に努めます。 	福祉総務課 市社会福祉協議会
民生委員・児童委員活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の身近な相談・支援者であり、「だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち”」づくりの推進者となる民生委員・児童委員の活動に対する支援に努めます。 	福祉総務課 民生委員・児童委員
障害のある人の実態・支援ニーズ等の把握	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の日常的な見守り・支援や緊急時の対応などが円滑に行えるよう、個人情報に配慮しつつ、障害のある人の生活実態や支援の必要性等の把握について、民生委員・児童委員等と連携しながら取り組みを進めます。 	生活支援センター「のぞみ」・障害者生活支援センター「ましみず」 長寿障害福祉課
声かけ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民が身近にできる取り組みとして、障害のある人や高齢者、子育て家庭等に対する声かけ運動を推進します。 	さぬき市いきいきネット地域福祉推進委員 (市社会福祉協議会)

② ボランティア活動の推進

障害のある人への支援を目的とした活動をはじめ、多様な分野におけるボランティア活動、福祉活動への市民参加や活動の活発化を促進するため、広報・啓発、各種講座・研修の充実等によりボランティアの養成・確保を図ります。また、ボランティア同士やボランティアと支援の必要な人を適切に結びつけるコーディネート機能の充実を図ります。

施策・事業	内 容	関係課・機関
障害者支援ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> 県や社会福祉協議会、障害者団体等と連携しながら、点訳や音読、手話通訳、要約筆記、移動支援など、障害のある人を支援するボランティアの確保・育成を図ります。 地域で生活する精神障害のある人を対象に支援活動を行う精神保健福祉ボランティアの育成に努めます。 	長寿障害福祉課 市社会福祉協議会
ボランティアに関する広報・啓発、講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やパンフレット等を通じて、ボランティア活動に関する情報提供の拡充を図り、市民の啓発に努めます。 社会福祉協議会のボランティア相談窓口を中心にボランティアの発掘と育成に向けた各種講座・講習会等を開催します。 	秘書広報課 長寿障害福祉課 市社会福祉協議会
ボランティア・コーディネーターの育成	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアと支援の必要な人を適切につなぐため、関係機関との連携を図りながら、活動先の紹介、活動に関する相談、情報提供などを行うボランティア・コーディネーターの育成を図るとともに、ボランティア相談窓口への配置を進めます。 	市社会福祉協議会 長寿障害福祉課
地域における活動拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域に根ざした福祉活動をより一層推進するため公民館や集会所等を活動の拠点として活用し、身近なボランティア活動の展開を図ります。 	市社会福祉協議会 長寿障害福祉課
障害者ボランティアネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が身近にボランティアによる支援を受け、また市民が気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを進めるため、社会福祉協議会や障害者団体、ボランティア活動団体等によるネットワークづくりを進めます。 	長寿障害福祉課

2. 生活支援

(1) 相談支援と権利擁護の推進

《現状と課題、進むべき方向性》

- 障害のある人に関わる施策・事業など各種情報の提供は、自立支援の第一歩となるものであり、障害のある人や家族の立場にたったわかりやすく理解しやすい情報の提供が求められています。今後とも利用可能な制度やサービスのことを知らないために利用できないということがないように、情報の入手が困難な状況におかれている人についても、必要な情報を容易にわかりやすく入手できるような取り組みが求められています。
- 障害のある人や家族、介助者等が抱えるさまざまな問題の解決に向け、身近な地域で気軽に相談でき、利用者の相談を受け止め、適切な支援へとつなげていくような体制を整備することは、自立支援の基盤となるものです。このため、相談支援に関わる関係機関のネットワーク化を進め、障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実を図るとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに引き続き努めていく必要があります。
- 少子・高齢化にともない、障害のある人自身や家族の高齢化が進みつつあり、とりわけ家族においては、自分が亡くなった後の障害のある人本人の暮らし方、介助や支援についての不安を抱く人が多くみられます。
- また、障害特性により生活支援制度やサービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が十分でないために生じているさまざまな問題や、家庭・施設における虐待や権利侵害、障害のある人や高齢者を狙った金銭詐取等の犯罪被害など、障害のある人を対象とする権利擁護の推進は、社会的に急を要する問題となっています。
- このため、今後とも福祉サービス利用時の援助や成年後見制度の利用支援、サービス事業者による苦情解決体制の整備等に努めていくとともに、相談支援体制全般の見直しとあわせ、障害のある人の権利擁護に向けた具体的な仕組みづくりを進めていく必要があります。

《具体的な取り組み内容》

① 広報・情報提供の充実

広報紙やパンフレット、インターネットのホームページなどの活用、行政情報の点字・音声化の促進などを通じて情報の提供に努めるとともに、障害のある人が利用できる福祉サービスや保健・医療、療育・教育、雇用・就労、スポーツ・文化活動などの情報を、障害のある人や家族等がわかりやすく入手できるような仕組みづくりに努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
障害福祉に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙やパンフレット、インターネットのホームページなど多様な媒体を通じて、障害者手帳の申請方法、各種支援制度・サービスの内容と利用方法、市内・近隣地域における関係施設の案内等をわかりやすく紹介し、内容も充実していきます。 	長寿障害福祉課
点字刊行物等の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字による情報入手が困難な障害のある人のために、「点字広報」「声の広報」の発行など、生活をおくるうえで必要度の高い情報などを定期的に提供します。 	長寿障害福祉課
行政情報のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙等の行政刊行物の発行や市民に対する情報提供に際しては、それぞれの障害に応じた情報提供を図るよう配慮に努め、行政情報のバリアフリー化を促進します。 	長寿障害福祉課

②相談支援体制づくり

障害のある人やその家族、介助者などの抱えるさまざまな相談ニーズに応じて、迅速かつ的確な相談支援が行えるよう、市内や近隣地域の相談支援にかかわる関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます

施策・事業	内 容	関係課・機関
障害のある人のための相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障害者相談支援事業など、障害のある人や家族等の相談ニーズに応じて、福祉サービスの利用援助や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談、生活情報の提供等を総合的に行う各種相談事業等の円滑な実施に努めます。 	生活支援センター「のぞみ」・障害者生活支援センター「ましみず」 長寿障害福祉課
庁内における相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉など多分野にわたる障害者施策に関する情報提供・案内等が総合的に実施できるよう、庁内各部署の連携に努め、障害種別にかかわらず、市民が気軽に相談できるような相談支援体制づくり、プライバシーの保護等に努めます。 	長寿障害福祉課
相談支援担当職員の増員と資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容の多様化や件数の増加に応じて適切な相談対応が図れるよう、相談支援業務に携わる担当職員の増員を検討するとともに、円滑な対応ができるよう、研修等を通じて職員の資質の向上を図ります。 	県東讚保健福祉事務所 長寿障害福祉課
身近な相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域における相談者となる障害者相談員や民生委員等の活動への支援に努めます。また、これらの制度がより多くの人に利用されるよう、市民への周知を図るとともに、研修会等によって相談員の資質向上を図ります。 	長寿障害福祉課 福祉総務課
相談支援機関のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉に関する相談支援・案内等が総合的に提供できる環境づくりを進めるため、市内及び近隣地域の相談支援機関による日常的な連携・調整に努めます。 	大川障害保健福祉圏域 地域自立支援協議会 東讚地域特別支援連携協議会
障害者自立支援協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人や家族等を支えるための仕組みづくりの協議・検討・調整などを、関係機関の参画のもとに進める機関として、障害者自立支援協議会を設置します。 	大川障害保健福祉圏域 地域自立支援協議会

③権利擁護の推進

障害のある人の権利擁護に向けた体制づくりを進めるとともに、判断能力が十分でない人の権利擁護に取り組みます。また、利用者が安心して福祉サービスを受けることができるよう、県や関係機関との連携のもとに、サービスの質の確保・向上に向けた取り組みを進めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
権利擁護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の権利擁護に向けて、県や関係機関との連携に努めます。 	長寿障害福祉課
成年後見制度の普及と利用支援	<ul style="list-style-type: none"> 判断能力が十分でない人の権利を守るため、財産管理や身上監護に関する契約などを援助する成年後見制度について、さまざまな媒体を通じて普及に努めるとともに、制度の利用支援に努めます。 	長寿障害福祉課
福祉サービス利用援助事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスが十分に活用できない、身の回りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が十分でない人を対象に社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の推進を図ります。 	市社会福祉協議会 長寿障害福祉課
障害のある人の虐待防止に向けたネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対する虐待の防止に向けて、関係機関における連携体制や具体的な対応等について検討を進めます。 	長寿障害福祉課 子育て支援課
苦情解決体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 県や県社会福祉協議会、サービス事業者など関係機関との連携を図りながら、福祉サービスに関する苦情解決に向けた適切な対応に努めていきます。 	大川障害保健福祉圏域 地域自立支援協議会
第三者機関による事業評価の促進	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス利用者に対するサービス選択のための情報提供やサービスの質の確保・向上を図るため、第三者機関による事業評価を促進します。 	大川障害保健福祉圏域 地域自立支援協議会

(2) 生活支援サービスの提供

《現状と課題、進むべき方向性》

- 障害のある人が自己選択・自己決定のもとに各種の生活支援サービスを活用することは、住みなれた地域で自立し、安心して生活をおくるうえで重要な要素であり、生活の質（QOL）を高めることにもつながるものです。
- 障害者自立支援法の成立により、「施設入所や長期入院から地域生活へ」「就労支援」という障害者施策の方向が一層鮮明に打ち出されるとともに、施設系サービスを中心とするサービス事業体系の再編、新たな障害程度区分の導入など、障害福祉サービスのあり方が大きく改められることとなりました。
- これに対し、市内・近隣自治体のサービス事業所が自立支援給付や地域生活支援事業による障害福祉サービスに円滑に移行し、市内においてより充実したサービス提供が行われるよう、県をはじめ関係機関との連携・調整を通じて、サービス提供基盤の確保・充実に努める必要があります。
- またあわせて、今回の制度改革や新しいサービス内容の市民への周知・情報提供、公平で透明感のあるサービス支給決定、障害のある人個々の状況や希望に依じて的確な生活支援を行うためのサービス利用計画づくりなどの取り組みについても、より一層進めていく必要があります。

《具体的な取り組み内容》

①制度改革への対応

障害者自立支援法に基づく新たな生活支援制度の円滑な実施を図るため、制度改革の内容や各種サービスの利用方法等についての周知・広報、情報提供に努めるとともに、より充実したサービスを提供できるよう、提供基盤の確保に引き続き努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
制度改革についての周知・広報	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業によるサービスの内容、支給決定の仕組みや手続き等に関する周知を図るため、広報紙などの多様な媒体、サービス事業所や関係機関・団体等を通じた情報提供に引き続き努めます。 	長寿障害福祉課
サービス提供基盤の確保	<ul style="list-style-type: none"> 利用者自らが必要とするサービスを主体的に選択できるよう、市内サービス事業所への指導・助言や各種支援を通じて、新しいサービス事業体系への移行を図るとともに、多くの民間事業者やNPO等の参入を促進し、質量ともに充実したサービス提供基盤の確保に努めます。 	長寿障害福祉課
障害のある人の高齢化への対応	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の高齢化の進行に対して、介護保険制度を含む高齢者保健福祉施策との連携強化を図り、障害のある高齢者への各種生活支援サービスの向上に努めます。 	長寿障害福祉課 介護保険課
障害福祉サービス等調整会議の設置検討	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等の円滑な運営を目的として、具体的な課題の整理・分析等の検討を進める場として、保健・医療・福祉等関係者や障害のある人の代表からなる「障害福祉サービス等調整会議」などの設置・運営を検討します。 	長寿障害福祉課 生活支援センター「のそみ」・障害者生活支援センター「ましみず」

②的確な支給決定とサービス利用計画の作成

障害のある人が、自らの人生や生き方を選び、地域において自立し、安心して生活をおくれるよう、障害者自立支援法に基づく新たな支給決定方法の適正な運用に努めるとともに、利用者の立場にたったサービス利用計画の作成に努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
認定調査等の実施	<ul style="list-style-type: none"> サービス支給決定に向けて、障害程度区分と勘案事項などを把握するための認定調査等を実施し、障害のある人が住みなれた地域で生活していくために求められる支援の必要度を明らかにしていきます。 	長寿障害福祉課
障害者介護給付費等審査会の設置	<ul style="list-style-type: none"> 障害程度区分など認定調査等の結果に基づき、中立・公正な立場でまた専門的な観点から支援の必要度を判定するため、「障害者介護給付費等審査会」を設置します。 	長寿障害福祉課
障害者ケアマネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害の状況やライフステージ、家庭や住まいの状況などの生活課題、サービス利用意向等に応じて各種の支援制度・事業、社会資源等についての情報提供に努めるとともに、個々の障害のある人にとって必要かつ効果的なサービスが利用できるよう、障害者ケアマネジメントを実施し、サービス利用計画の作成に努めます。 	生活支援センター「のぞみ」・障害者生活支援センター「ましみず」 地域活動支援センター「クリマ」 長寿障害福祉課

③在宅生活の支援

障害者自立支援法に基づく制度改革や障害の重度化・重複化、障害のある人自身や家族の高齢化など、障害のある人を取り巻く状況や動向を踏まえながら、多様な利用者意向に対応し、利用者自らが主体的にサービスを選択できるような各種の生活支援サービスの充実に努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
居宅介護等のホームヘルプサービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活を営むことに支障がある障害のある人が地域社会のなかで安心して、また自ら望む生活がおくれるよう、身体介護、家事援助、相談などのサービスを、障害の種類や程度に応じて適切に提供できるよう努めます。 県やサービス事業所と連携しながら障害特性を理解し、的確に対応できるヘルパーの確保、資質の向上に努めます。 	長寿障害福祉課 生活支援センター「のぞみ」・障害者生活支援センター「ましみず」
短期入所（ショートステイ）事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の負担軽減を図るための短期入所事業について、サービス事業所との調整により受け入れ体制の充実に努めるなど、必要なときに利用できるようなサービス提供に努めます。 	長寿障害福祉課 生活支援センター「のぞみ」・障害者生活支援センター「ましみず」
日中一時支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> サービス事業所との調整のもとに、障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援するとともに、障害のある児童の学校の下校時における活動の場を提供します。 	長寿障害福祉課 子育て支援課
その他の生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人がより円滑に、安心して日常生活がおくれるよう、補装具費の給付や日常生活用具の給付など、障害の状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。 	長寿障害福祉課

④日中活動の場の充実

障害のある人の自立した生活や社会参加を促進し、また家族等の負担を軽減するため、県やサービス事業所など関係機関との連携・調整を図りながら、日中活動の場となる通所型事業の充実に努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
自立支援給付によるサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 県や近隣自治体、関係機関と連携しながら、障害者自立支援法に基づく介護給付や訓練等給付の各日中活動系サービスの提供を促進します。 	長寿障害福祉課
地域活動支援センター事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法のもと、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うとともに、日常的な相談支援、サービス利用の援助等を行う「地域活動支援センター」について、サービス事業所による事業実施を促進します。 	長寿障害福祉課 地域活動支援センター事業所
ふれあいの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域などで、障害のある人やその家族、支援者等が気軽に集い、交流できるとともに、地域の人びとと障害のある人とのふれあいを促す場として、公共施設など既存施設を活用した交流の場の確保・整備に努めていきます。 	長寿障害福祉課 市社会福祉協議会

⑤生活の場の確保

障害のある人が地域のなかで自立し、安心して暮らしていけるよう、グループホームやケアホームなど生活の場の確保に努めるとともに、入所施設の利用者や長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるよう、関係者とともに取り組みを進めます。また、利用者一人ひとりの人権の尊重と生活の質の向上に配慮しながら生活の場としての施設サービスの充実に努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
地域生活への移行に向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> 入所施設の利用者や精神科病院の長期入院者について、本人の意向を尊重しつつ、家族や地域住民等の理解と協力のもとに、地域生活への円滑な移行を図るための支援のあり方を関係者とともに検討し、相談支援などの取り組みを進めます。 	県東讚保健福祉事務所 さぬき市民病院 国保・健康課 長寿障害福祉課
地域における生活の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が、地域のなかで必要な援助を受けながら共同生活をおくる場となるグループホームやケアホームの開設・増設を促進するため、県や関係機関と連携しながら、運営法人等への指導・調整、助成、支援等に努めます。 	長寿障害福祉課 大川障害保健福祉圏域 地域自立支援協議会
施設入所支援サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法に基づく「施設入所支援」の対象となる入所施設について、一定条件のもとに設置に対する補助を行うなど、広域的な調整のもとに、施設整備やサービス提供を促進します。 	長寿障害福祉課
入所施設やグループホーム等における生活の質の確保	<ul style="list-style-type: none"> 入所施設やグループホーム等における生活が利用者の意向に的確に応えたものであり、利用者一人ひとりが人権を尊重された快適な生活がおくることができるよう、サービス内容の充実にサービス事業所に要請します。 	長寿障害福祉課
入所施設に関する相談・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 障害や家庭の状況、障害のある人・家族それぞれの意向を尊重しながら、入所施設に関する相談支援、情報提供に努めます。 	長寿障害福祉課 生活支援センター「のぞみ」・障害者生活支援センター「ましみず」

⑥各種制度の活用

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、各種支援制度の周知に努め、有効活用を図るとともに、障害福祉サービス利用時の利用者負担について軽減措置などの配慮に努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
各種制度の周知と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人や家族の生活の安定を図るため、障害年金や各種手当、税制控除、医療費の助成、各種料金の減免・割引制度等について、障害のある人や家族に周知し、制度を有効に活用するよう図っていきます。 	長寿障害福祉課
各種年金・手当等の給付	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、国や県の制度に即し各種年金、手当等を給付します。 障害年金など個人の財産については、障害のある人が成年後見制度等を利用して、安心して適切に管理できるよう支援していきます。 	長寿障害福祉課
医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療など、障害の軽減、回復、治療等に要した費用について、国の自立支援給付や県の制度に準じて医療費を助成し、障害のある人や家族の費用負担の軽減を図ります。 	長寿障害福祉課
利用者負担への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援給付に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用にともなう自己負担額については、国・県における基本的な考え方や近隣自治体の動向を踏まえつつ、総合上制限の導入や軽減措置などの配慮に努めます。 	長寿障害福祉課
所得保障に関する働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が安心して生活できるよう、年金や一般就労が難しい人の収入の確保、税制面など障害のある人を支える家族への配慮など、各種制度の充実や支給範囲の拡大等について、国・県、関係機関に働きかけます。 	長寿障害福祉課 各障害者団体

3. 保健・医療

(1) 保健・医療体制の充実

《現状と課題、進むべき方向性》

- 医学の急速な進歩により、障害となる原因の一部についてはその予防が可能になりつつあり、心身の疾病や発育発達上の課題等の早期発見、早期治療、早期療育が図られています。また、極小未熟児や重症患者等の救命率が飛躍的に向上するなど、何らかの障害があるなかで適切な医療・リハビリテーション等を受けることにより在宅生活をおくる人が増えています。
- 本市では、地域全体で市民による主体的な健康づくりが推進されるよう、高血圧や骨・関節疾患の予防、心の健康づくり等に向けて、健康診査や相談指導等の保健事業、高齢者を対象とする介護予防事業等の実施に努め、市民の健康づくりを支援しています。
- 今後ともだれもが安心して健康的な日常生活がおくれるよう、市民のライフステージに応じた保健・医療サービスを適切に提供し、障害や疾病の発生予防や早期発見・治療、重度化防止等に引き続き努めていく必要があります。
- また、障害のある人が、身近な地域においてその特性や程度に応じた医療・リハビリテーションを受けることができ、健康の維持・増進を図れるよう、県や医療機関など関係機関との連携のもとに、地域の医療体制の充実についても取り組んでいく必要があります。

《具体的な取り組み内容》

①健康づくりの推進

健康診査、相談指導、健康教育など保健事業の充実に努め、市民の心身の健康づくりの支援に引き続き努めます。とりわけ、障害のある人の健康づくりを支援するため、本人や家族等に対する日常的な健康管理に関する情報の提供、受診しやすい健診体制の整備、健康相談・保健指導の充実に努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
健康意識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育の充実や広報活動等を通じて、疾病や外傷等の予防、治療方法など、市民への正しい知識の普及を図ります。 健康づくりに関する講座の開催等を通じて、市民各層の健康管理、健康づくりに対する意識を高めるとともに、障害のある人の参加を促進し、日常的な健康管理について相談指導を行います。 	国保・健康課
妊産婦や乳幼児に対する保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦に対する健康教育・相談や各種健診、乳幼児健診、個別相談指導の実施等を通じて、障害の発生予防や発育発達上の課題の早期発見、早期治療・早期療育等に向けた体制の充実に努めます。 	国保・健康課
生活習慣病の予防と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> 障害発生の大きな要因となる生活習慣病の予防と早期発見に向け、学校や地域、職域における基本健康診査、各種がん検診などを適切に実施し、要観察者に対する相談指導、医療機関等への受診勧奨に努めます。 	国保・健康課
精神疾患等に対する相談支援と受診促進	<ul style="list-style-type: none"> 精神疾患や難治性疾患等について、専門医療機関等との連携を図り、適切な診断・治療の促進に努めます。 	国保・健康課 県東讚保健福祉事務所 地域活動支援センター「クリマ」
障害のある人に対する保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 保健師や看護師等による訪問相談・指導、専門家による各種講座の実施など、障害のある人の健康の保持・増進に向け、個々の状況に応じて適切な保健サービスを提供できるよう努めます。 障害のある人の生活習慣病や二次障害の予防、疾病の早期発見のため、各種健診に障害のある人がより受診しやすくなるよう、曜日・時間・送迎などの条件整備を進めていきます。 	国保・健康課

②地域における医療体制の充実

障害のある人が必要な医療を必要なときに受けることができるよう、関係機関との連携のもとに、医療体制の充実に努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
在宅医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人などが自宅で安心して療養できるよう、夜間・休日や緊急時の医療体制、訪問診療や訪問看護等の充実に向けて、関係機関に働きかけるとともに、市内・近隣地域における診療体制に関する情報の収集と提供に努めます。 	さぬき市民病院
自立支援医療の円滑な実施	<ul style="list-style-type: none"> 障害の軽減、回復、治療等に要した費用の一部を公費負担する自立支援医療（旧更生医療、旧育成医療、旧精神障害者通院公費負担）の円滑な実施に努めます。 	長寿障害福祉課

③地域リハビリテーション体制の充実

障害のある人の地域における自立した生活を支えていくため、障害の程度に応じた継続的かつ総合的な治療・訓練を提供できるよう、関係機関との連携のもとにリハビリテーション体制の充実に努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害の軽減、機能回復等を図るため、保健センターや医療機関など関係機関の連携のもとに、リハビリテーション提供体制の充実に努めます。 	さぬき市民病院 国保・健康課
生活能力の維持・向上等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 入所施設や病院を退所・退院した人が、地域生活を営むために必要な身体機能・生活能力の向上などを支援する障害者自立支援法に基づく自立訓練（機能訓練、生活訓練）等の推進に努めます。 	長寿障害福祉課
小児リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 保健所や療育関係機関との連携を通じて、障害のある子どもに対するリハビリテーション体制の充実に努めます。 	子育て支援課 国保・健康課 長寿障害福祉課

(2) 心の健康づくり

《現状と課題、進むべき方向性》

- 身体的な健康と同様に「心の健康」を保ち、つくっていくことは、複雑な現代社会を生きるうえで大きな課題となっており、ストレスの解消など心のケアへの関心が全国的に高まっています。とりわけ障害のある人やその家族においては、日常生活のなかで心の健康を維持することが大きな課題であると考えられます。
- こうした心の健康問題については、正しく理解することによりストレスを上手にコントロールしながら発病を予防したり、不調や症状に気づき早期に適切な対応を図ることで状態を改善したり悪化を防ぐことができます。これには、ストレスや精神疾患に関する正しい知識や情報の提供とともに、精神疾患に対する誤解や偏見をなくし、心の問題について身近に安心して相談できる環境をつくる必要があります。
- また、精神障害のある人については、国による「入院医療から地域の保健・医療・福祉を中心とした支援へ」との施策の基本方向に基づき、地域で安心して生活をおくるために、必要な治療を安心して継続できるような医療体制、専門職による精神保健相談、生活を支える各種福祉サービスなどの支援体制の充実が求められています。
- 本市では、ひきこもりやうつ、神経症など心の悩みを抱える人やその家族を対象に心の健康相談事業を実施しており、精神科医師や保健師が来所・訪問等により相談対応を行っています。また、一般市民や職域を対象とするメンタルヘルス講習会や、介護予防事業の一環としてうつについての講演や相談を実施するなど、市民の心の健康づくりに向けた取り組みに努めています。
- 精神疾患に関する医療体制については、地域で安定した生活をおくるために通院医療が不可欠なことから、市では自立支援医療（旧通院医療費公費負担）の円滑な実施に努めるとともに、県や専門医療機関と連携し適切な医療が受けられるよう支援に努めています。
- 今後とも関係機関との連携のもとに、だれもが気軽にストレスや悩み、心の病気について相談できる体制づくりを進めていくとともに、精神疾患に関する市民理解の促進や適切に医療を受けられる体制づくりを進め、心の悩みや病気を抱える人が地域で自立した生活がおくれ、社会に参加しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

《具体的な取り組み内容》

①心の健康づくりの推進

心の健康に対する市民の関心を高め、精神疾患の早期発見・早期対応が可能となるよう、関係機関との連携により正しい知識・情報の普及・啓発に努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
心の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民がストレスや悩み、心の病気について気軽に相談できるよう、心の健康相談事業や各種講演等の充実など、心の健康づくりに向けた施策の推進に努めます。 	国保・健康課 長寿障害福祉課
正しい理解の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健に関する講座の開催や広報紙等による情報提供などを通じて、心の健康づくりに関する普及に努めるとともに、精神疾患や精神障害のある人の社会復帰等に関する市民の関心と理解を深め、心のバリアを取り除いていきます。 	国保・健康課 長寿障害福祉課
精神保健福祉ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> 地域で生活する精神障害のある人の生活や社会活動を支援するための精神保健福祉ボランティアを育成します。 	長寿障害福祉課 市社会福祉協議会

②精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実

だれもが身近なところで気軽に安心して相談したり、必要に応じて適切な医療を受けられるよう、専門医療機関や地域の保健・福祉関係機関等との連携により相談支援体制、精神科医療体制の充実を図ります。

施策・事業	内 容	関係課・機関
精神保健福祉に関する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携を強化し、精神疾患の早期発見・治療の促進や家庭内適応、社会適応・社会的自立を援助するため、障害のある人や家族に対する相談支援事業、各種教室等の充実に努めます。 	地域活動支援センター 「クリマ」ほか県内の 地域活動支援センター (I型) 事務所 長寿障害福祉課
デイケア事業等の実施	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな活動体験を通じて精神障害のある人の生活能力やコミュニケーション能力の向上、精神疾患の悪化・再発・入院の予防を図るとともに、家族の相談・学習機会の提供や地域住民との交流などを目的に実施しているデイケア事業等の実施に引き続き努めます。 	地域活動支援センター 「クリマ」ほか県内の 地域活動支援センター (I型) 事務所 さぬき市民病院
精神科医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 専門医療機関との連携を強化し、患者や家族が病態を正しく理解し、適切な医療機関を選択して医療を受けられるよう支援していきます。 精神症状の悪化にともない、医療保護の必要な人への精神科救急体制については、県の救急医療体制との連携を図り、対応に努めます。 	国保・健康課 県東讃保健福祉事務所
精神保健社会復帰推進連絡会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害のある人が暮らしやすい地域づくりを進めるため、保健・医療・福祉関係機関や当事者、家族、支援団体等による情報交換、連絡調整の場として精神保健社会復帰推進連絡会を開催するとともに、関係者相互の連携強化に努めます。 	長寿障害福祉課 国保・健康課 県東讃保健福祉事務所

(3) 難病患者等への支援

《現状と課題、進むべき方向性》

- 「難病」は、原因不明で治療方法が確立されておらず、治療が長期にわたり、介護を要する状況に至るケースも多い疾患です。このため、経済的負担に加え、本人や家族の肉体的・精神的な負担が大きく、社会的な支援が求められています。
- 現在「難病」として指定されている疾患は、「難治性疾患克服研究事業（特定疾患調査研究分野）」の対象疾患として121疾患があり、このうち「特定疾患治療研究事業」として45疾患が医療費援助の対象となっています。また、18歳未満（継続については20歳未満）の子どもに対する「小児慢性特定疾患治療研究事業」については、11疾患群 約520疾患が対象とされています。
- 難病患者については、対象となる人が正確に把握されていない状況にありますが、今後とも対象者の把握を進めつつ、地域で適切な医療を受けることができる体制づくりや相談支援・在宅サービスの充実など、在宅での療養生活の支援に努めていく必要があります。

《具体的な取り組み内容》

①難病患者等への支援

関係機関との連携・協力を通じて対象者の把握に努めるとともに、相談支援体制や生活支援サービスの充実に努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
難病患者等の相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 県の保健所や福祉事務所、医療機関、介護関係機関等との連携を進め、難病患者等の保健・医療・福祉に関する総合的な相談支援体制の整備に努めます。 	長寿障害福祉課
居宅生活支援事業等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 県や医療機関等と連携し、難病患者居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、日常生活用具の給付）や重症難病患者短期入院制度（ショートステイ）による生活支援サービスを実施します。 	長寿障害福祉課
在宅療養生活への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 難病患者等への訪問指導や情報提供、医療相談会の実施など、難病患者等の在宅療養生活への支援を進めます。 	県東讃保健福祉事務所 国保・健康課
難病患者に関連する機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 講習会や事例検討会を通して、難治性疾患や支援制度に対する関係者の理解を深めるとともに、関係機関相互の連携強化を図ります。 	長寿障害福祉課 国保・健康課
地域における医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 難病患者等が地域で安心して療養できるよう、専門医療機関と地域の医療機関の連携を図るなど、医療体制の充実にに向けた取り組みを進めます。 	長寿障害福祉課 さぬき市民病院

4. 教育・育成

(1) 療育・発達支援体制の充実

《現状と課題、進むべき方向性》

- 障害のある子どもたちは、日常生活や社会生活においてさまざまな制約を受けていることが多く、また障害の重度化や重複化が進むことにより、社会生活への適応が困難となるケースが増えています。このため、これらの制約をできるかぎり軽減し、障害のない子どもたちと同様の生活がおくれるよう、発育発達上の課題が発見されたときから、一人ひとりの状況に応じて適切で連続性のある支援が継続的に受けられる体制づくりが求められています。
- 障害のある子どもに対する保育・療育や就学前教育は自立支援の第一歩となるものであり、障害の早期発見・早期療育に向けた母子保健事業の充実とともに、関係機関との連携を通じた地域における療育・発達支援体制づくりや、障害のある子どもを育成する家庭の負担軽減を図る取り組みなどが必要とされています。
- 本市では、乳幼児健診や育児教室など母子保健事業の実施に努めるとともに、作業療法士・療育専門員・発達相談員等による個別相談指導、保護者や関係機関の情報交換・連絡会、障害の種別・程度に応じた就学指導を図るための就学指導委員会の開催など、療育相談・支援体制の充実に努めています。
- 障害のある子どもの保育については、「共に育つ」ことを基本として、保育所や幼稚園で障害のある子どもの受け入れを進めています。また、障害の程度に応じて放課後児童クラブに加配指導員を配置するなど、可能なかぎり希望者の受け入れを進めています。
- 今後とも障害のある子どもの自立を支援・促進するため、母子保健事業等の充実に努めるとともに、市内外の療育・医療機関との連携を図りながら、一人ひとりの状況やライフステージに応じた保育・療育・発達支援が行えるよう体制の充実に努めていく必要があります。

《具体的な取り組み内容》

①障害の早期発見・療育体制の充実

母子保健事業の充実に努めるとともに、乳幼児健診や相談などで発見された心や身体に発育発達上の課題のある子ども、その保護者に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し、療育相談・支援体制の充実に努めます。

また、学校においては、健康診断による疾病の早期発見と事後指導を徹底し早期治療を進めるとともに、健康教育や健康管理を充実します。

施策・事業	内 容	関係課・機関
乳幼児健診等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診等の実施を通じて、子どもの心身の課題を早期に発見し、フォロー体制を充実するなど、障害の早期発見・療育の充実に努めます。 	国保・健康課
育児相談等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の健全育成をめざし、医療機関や療育機関と連携しながら、乳幼児発達相談、育児発達相談、精神発達相談など、保護者や家族に対する相談支援体制の充実に努めます。 	国保・健康課
学校園における定期健康診断	<ul style="list-style-type: none"> 身体的疾病の早期発見・治療を進めるため、学校・幼稚園における健康診断の実施に努めます。 	市教育委員会
療育に関する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 作業療法士・療育専門員・発達相談員による個別相談指導の充実に引き続き努めます。 情報交換・連絡会や就学指導委員会、特別支援連携協議会の開催など、療育・発達支援にかかわる関係機関の連携を図り、療育や就学・就園等に関する相談支援体制の充実に努めます。 	大川障害保健福祉圏域 地域自立支援協議会 東讃地域特別支援連携協議会
障害児等療育支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害児（者）の生活を支援するため、県と連携しながらコーディネーターやケースワーカー等が、窓口相談や訪問によって療育相談・支援を行う障害児等療育支援事業の実施を図ります。 	長寿障害福祉課

②障害のある子どもの子育て支援

「共に育つ」という視点のもとに、障害のある子どもの保育所や放課後児童クラブへの受け入れ体制の充実を図ります。

施策・事業	内 容	関係課・機関
障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもに対する保育需要の動向に応じて、保育所における保育士の加配を進めるとともに、施設・設備等の改善・充実、職員理解を深めるための研修など、障害児保育の実施に向けた体制づくりに努めます。 	子育て支援課
放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後に保護者が家庭にいない児童を対象とする放課後児童クラブ事業について、障害の内容・程度等により指導員を加配し、希望する障害のある子どもの受け入れに努めます。 	子育て支援課

(2) 障害児教育の充実

《現状と課題、進むべき方向性》

- 障害のある子どもたちへの教育の考え方は、近年大きく変わり、障害の程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、新たな教育的支援体制のもとで、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へと転換されました。
- 平成18年3月に、文部科学省は学校教育法施行規則を一部改正し、障害の多様化に適切に対応し、障害のある子どもの状態に応じた指導の充実を図るため、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)の子どもを通級による指導の対象に加えるとともに、校内支援体制の構築を進めることになりました。
- また、平成18年6月には、「学校教育法等の一部を改正する法律」が国会において成立し、平成19年度よりこれまでの盲・聾・養護学校を「特別支援学校」として制度的に統合するとともに、小・中学校における特殊学級についても「特別支援学級」と呼称を改め、法律上で明確に位置づけられることになりました。
- 教育環境の充実に向けて、教育委員会、市内の学校では、特別支援教育に対する総合的な支援体制の整備や「個別の指導計画」の作成等を進めるとともに、施設・設備など障害のある子どもの学習環境の改善を図っています。また、子どもの実態に応じた教育について保護者の理解を得ながら就学指導を行うほか、校種間や関係機関との連携を深め、一人ひとりの課題を明確にした進路指導を図っています。
- 障害児教育については、一人ひとりの障害特性等に配慮し、特別支援教育の円滑な立ち上げを図っていく必要があります。また、福祉、医療、労働等の関係諸機関と連携・協力し、教職員や子どもたちが障害のある人への正しい理解と認識を深めるための取り組みを推進するとともに、教職員研修や施設整備など教育環境の一層の充実を図っていく必要があります。

《具体的な取り組み内容》

①学校教育における内容の充実

障害のある子どもについての教職員の正しい理解を深めるとともに、指導方法・指導内容・教材等を工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるような教育を推進します。

また、学習活動・行事等の学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関等との交流・連携を促進するとともに、保護者、地域住民等との交流を進めていきます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
特別支援教育の実施体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある子ども一人ひとりの状況や特性等に柔軟に対応し、適切な指導・支援を行う特別支援教育の実施にあたり、学校生活支援員の配置や教職員の指導力向上、設備・教材等の充実に努め、小・中学校における実施体制の確立に努めます。 	市教育委員会
体験的学習指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生活に結びついた学習を取り入れ、体験を通じて学ぶことができる教育課程の編成、学習指導の充実に努めます。 	市教育委員会
教員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害の重度・重複化、軽度発達障害など障害の多様化に対応するため、心理相談員や巡回療育相談員による個別指導、教職員研修等の充実を図り、子どもを総合的に理解し、個々の課題を明らかにした「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成など指導力の向上に努めます。 	市教育委員会

②教育施設の整備・充実

障害のある子どもが学習や生活面で支障をきたさないよう、また、緊急時の避難場所、体育館の開放などの利用に配慮して、学校教育施設のバリアフリー化を進めるとともに、教育設備等の充実に努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
教育施設の整備	・エレベーター・スロープ・手すりの設置、トイレの改修など、学校教育施設のバリアフリー化を進めます。	市教育委員会
教育設備の充実	・障害のある子どもの学習を支援するための機器・設備の整備など、教育設備の充実に努めます。	市教育委員会

③進路指導の充実

障害のある子どものもつ可能性を生かし、自立と社会参加が進められるよう、成長段階に応じた適切な進路指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について県や関係機関に働きかけます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
基本的な生活習慣の確立	・小学校段階から子どものおかれた状況や課題等を踏まえつつ、生活面や社会的な自立をめざした取り組みを進めます。	市教育委員会
中学校における進路指導の充実	・学校見学や説明会の実施等を通じて本人や保護者への進路情報の提供に努めるとともに、中・軽度の障害のある子どもの職業的な自立をめざし、中学校における進路指導の充実に努めます。	市教育委員会
進路の確保に向けた要請	・市内・近隣地域における県立養護学校等（特別支援学校）への職業科の開設など、多様な進路の確保について県や関係機関に要請します。	市教育委員会

5. 雇用・就労

(1) 多様な就労の場の確保と支援

《現状と課題、進むべき方向性》

- 障害のある人の雇用・就労の促進は、社会経済活動への「完全参加と平等」という国際障害者年のテーマそのものの重要な課題であり、就労を通じた自己実現の場として社会から孤立することを回避し、障害のある人の社会的役割を構築・再構築するものとして重要な意味をもっています。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づく障害者法定雇用率制度の実施状況をみると、市役所においては平成18年度現在2.29%で法定雇用率の2.1%を上回っていますが、民間企業における雇用率は香川県全体でも1.60%と法定雇用率の1.8%に達するまでには、なお一層の取り組みが必要となっています。
- 障害のある人の一般就労にあたっては、市内の事業所等の障害のある人への理解を促進し、障害のある人の雇用に対する社会的責務について啓発に努めるとともに、多様な就労の場の確保と安定就労のための支援施策の整備・充実に引き続き努める必要があります。
- 特に、働く意欲や能力がありながら就労になかなか結びついていない障害のある人に対して、雇用・就労に関する必要な情報の提供、相談支援に應じるため、公共職業安定所や障害者職業センター、福祉的就労事業所など関係機関との連携を強化し、地域をあげた就労支援体制の確立が求められています。
- また本市では、療育連絡会などの機会を通じて、障害のある子どもの将来の自立や就労に向けた講演会の開催、保護者への働きかけを行っていますが、今後とも就労に向けた意欲の高揚に努めていく必要があります。

《具体的な取り組み内容》

①就労支援のための体制づくり

一般企業・事業所への就労や福祉的就労など、障害のある人の雇用・就労に関する多面的で実効性のある支援を進めていくため、関係機関と連携しながら、就労支援体制の確立に努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
雇用・就労促進のための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の一般雇用・就労を促進するとともに、職業訓練から就職、職場定着、離職後の相談など、一貫した就労支援を行えるよう、市内の企業・事業所、各種団体、公共職業安定所、県などの関係機関との連携を強化し、雇用・就労のための支援体制づくりと支援方策の検討に努めます。 	ハローワークさぬき 長寿障害福祉課

②啓発の推進と雇用の促進

障害のある人の雇用の促進と障害のある人が働きやすい職場づくりを進めるため、市民や事業所等に対する普及・啓発活動等を推進します。

施策・事業	内 容	関係課・機関
障害者雇用の普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者雇用支援月間（9月）」における普及・啓発活動や広報紙などを通じて、市民や市内の企業・事業所等に対する障害のある人の雇用への理解と積極的な協力、職場環境づくり等についての普及・啓発に努めます。 	ハローワークさぬき 長寿障害福祉課
関連制度・施策の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 県や公共職業安定所などの関係機関と連携し、障害者法定雇用率制度や各種助成制度など、障害者雇用に関わる制度・施策について、市内の企業・事業所等に周知徹底します。 	ハローワークさぬき
就労に向けた意欲の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 講演会や相談支援の実施を通じて、障害のある子どもの将来の自立や就労に向けた保護者への働きかけ、就労に向けた意欲の高揚等に引き続き努めます。 	長寿障害福祉課

施策・事業	内 容	関係課・機関
<p>自営・起業・在宅 就労の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在宅での就労者や自営業者が、安定して仕事を継続できるよう、相談支援、情報提供の充実に努めるとともに、障害のある人による起業・創業等に対する支援に努めます。 	<p>ハローワークさぬき</p>
<p>市役所における雇 用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の雇用における先導的役割を果たすため、市においても引き続き障害のある人の雇用の推進に努めます。また、採用時から採用後にわたって、障害のある人がいきいきと働き続けることができるよう、一人ひとりの障害の状況に応じた配慮に努めます。 	<p>秘書広報課</p>
<p>職域開発の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所など関係機関と連携を図り、障害の程度や種別を考慮した作業・職種・就業形態などの研究に取り組みます。また、企業・事業所等に対して、職業訓練への協力や受け入れ能力の向上を図れるよう、要請していきます。 	<p>ハローワークさぬき 長寿障害福祉課</p>
<p>雇用先における障 害のある人の人権 の擁護</p>	<ul style="list-style-type: none"> 雇用先の事業所等において、障害のある人が雇用差別など障害を理由とした人権侵害を受けることのないよう、関係機関と連携し適切な措置を講じていきます。 採用後に精神疾患を発病した人や中途障害の人については、円滑な職場復帰や継続的に就労できるよう図っていきます。 	<p>ハローワークさぬき 長寿障害福祉課</p>

③相談支援、職業リハビリテーション体制の充実

障害のある人の就職や職業能力の習得・向上、就職後の安定就労等を図るため、相談支援・情報提供体制、職業訓練などの支援体制づくりを進めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
相談支援・情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が自ら障害の状況を理解しつつ、その意欲と適性、能力に応じて働くことができるよう、関係機関と連携し、障害のある人が身近に雇用・就労に関する相談支援や情報提供を受けられる体制の充実に努めます。 	障害者就業・生活支援センター共生 長寿障害福祉課
福祉的就労から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法に基づく自立支援給付の「就労移行支援」や地域生活支援事業における「地域活動支援センター」等の利用を通じて、福祉的就労の場に通う障害のある人が一般就労へ円滑な移行を図れるよう、サービス事業所による事業実施を促進するとともに、就労支援関係機関による協力・支援体制づくりに努めます。 	長寿障害福祉課
職業リハビリテーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> 県など関係機関・団体と連携しながら、障害のある人の能力を引き出し、職業生活に対応できる知識・技能の習得をめざす職業リハビリテーションの推進に努めます。 知的障害や精神障害のある人の就労を促進するため、社会適応訓練事業（通院患者リハビリテーション）における協力事業所（職親）の開拓や職場適応援助者（ジョブコーチ）事業の推進に努めます。 	長寿障害福祉課
トライアル雇用事業の周知・活用	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人など公共職業安定所が紹介する対象労働者を短期間試行的に雇用した企業等に一定の奨励金の支給を行い、常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図る「トライアル雇用事業」（国制度）について、事業所等への周知に努めるとともに、市内における事業の活用を図ります。 	ハローワークさぬき

(2) 福祉的就労の場の充実

《現状と課題、進むべき方向性》

- 障害のある人が、福祉的な支援のある環境のもとで仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育むとともに、一般就労に進み、さらに自立した生活がおくれるよう、継続的な支援を行うことを目的に、授産施設や作業所などの福祉的就労の場の整備がこれまで進められてきました。
- こうした福祉的就労の場は、働く場、生産活動の場としての役割のみならず、障害のある人の日中の居場所や多くの人びととのふれあいの場、困ったときの相談の場となるなど多面的な役割を有しており、今後とも地域における身近な生活支援拠点としてその充実が期待されています。
- 本市には、障害のある人の福祉的就労の場として、心身障害者小規模通所作業所4か所、精神障害者共同作業所1か所が開設されていますが、障害者自立支援法によって、福祉的就労の場は事業体系が再編されることになりました。このため、今後の市内における福祉的就労のあり方について、利用者や事業所関係者とともに検討を進め、これらの事業所の安定運営と機能強化に努めていく必要があります。

《具体的な取り組み内容》

①福祉的就労の場の充実

一般企業などで働くことの難しい障害のある人が、身近な地域において働く場、活動の場を確保できるよう、福祉的就労の場の整備に努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
福祉的就労の場の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 一般企業等での雇用が困難な障害のある人に対して、身近な地域において就労の場を確保できるよう、障害の状況に応じた福祉的就労の場の整備・充実に引き続き努めます。 小規模作業所については、地域生活支援事業における地域活動支援センター等への円滑な移行を促進します。 	長寿障害福祉課
相互利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法の趣旨に基づき、障害の種別を超えた福祉的就労の場の相互利用が図れるよう取り組みます。 	長寿障害福祉課

②福祉的就労の場の安定運営と機能強化

福祉的就労の場に通う障害のある人がいきいきと働きながら収入が得られるよう、福祉的就労事業所の安定運営と機能強化を図ります。

施策・事業	内 容	関係課・機関
地域活動支援センター・小規模作業所への支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の身近な活動の場、働く場として開設されている地域活動支援センターや小規模作業所の安定運営を図るため、運営団体に対する支援に引き続き努めます。 	長寿障害福祉課
福祉的就労の場の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> カタログ作成、展示会の開催など、福祉的就労の場となるサービス事業所における販路拡大、販売体制の充実に支援します。 消費者ニーズに応えられる商品開発や経営ノウハウの向上など、福祉的就労の場の機能強化について、民間企業や経済団体の協力を得ながら、取り組みを進めていきます。 	ハローワークさぬき 長寿障害福祉課

施策・事業	内 容	関係課・機関
公的機関における委託業務の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 市役所において、福祉的就労の場となるサービス事業所からの物品等の調達に努め、受注機会の確保を図ります。 公的機関の業務のなかで、障害のある人に適した業務を障害者団体や福祉的就労の場となるサービス事業所に委託し、障害のある人が働き、収入が得られるような仕組みづくりを関係機関とともに検討していきます。 	長寿障害福祉課
民間企業における委託・発注の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業・事業所等に対して、福祉的就労の場となるサービス事業所への業務の委託・発注や協力を要請していきます。 	長寿障害福祉課

③シルバー人材センター活動の促進

障害のある人も含め高齢者が長年培ってきた知識や経験、技能、人脈などを積極的に活かし経済活動やまちづくりの貴重な人材として活躍できるよう、シルバー人材センター育成事業の推進に引き続き努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
シルバー人材センター等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 定年退職者や高齢者を対象に、さぬき市シルバー人材センターが臨時的・短期的な就業機会の開拓と紹介、高齢者の就業に関する情報の提供や相談支援などを行っています。 働く意欲のある高齢者の就労を促進するため、引き続きシルバー人材センターに対する運営支援を進めます。 広報紙やホームページ等を活用し、会員登録者の拡大を図るとともに、受託業務の開発・拡大等に対する支援を通じて事業の拡大を図ります。 	長寿障害福祉課

6. 社会参加

(1) 移動・コミュニケーションに関する支援

《現状と課題、進むべき方向性》

- 障害のある人の社会参加を阻む要因として、まちの建築物や道路などの「物理的なバリア（障壁）」、活動・行事等の事前情報の伝達や点字・手話通訳を必要とするなどの「情報に関するバリア」、障害のある人を取り巻く人びとの理解のなさや偏見などの「心のバリア」があります。障害のある人の社会参加の実現にあたっては、本計画全体の効果的な実施によってこれらのバリアを一つひとつ取り除いていく必要があります。
- 障害のある人の個々の状況に応じて適切な外出支援を行うことは、地域において自立した生活をおくり、また幅広い分野にわたる社会参加を進めるうえで、非常に重要な役割を果たしています。
- 外出支援については、障害者自立支援法の施行により自立支援給付と地域生活支援事業によるサービスに位置づけが改められました。これに対し、これまでのサービス水準が後退することのないよう、また利用者にとってより使いやすいサービスとなるよう、障害のある人の移動支援に関する事業内容や実施体制について検証していくことが必要です。
- また、視覚、聴覚、音声・言語機能に障害のある人が日常生活をおくり、社会参加を進めるうえで、コミュニケーションに対する支援は必要不可欠なものです。本市では、障害者自立支援法の施行にともない手話通訳者や要約筆記者の派遣などの取り組みに努めていますが、今後とも支援体制の充実を図り、障害のある人の状況に応じたきめ細やかな対応が求められています。

《具体的な取り組み内容》

①外出支援の充実

社会参加目的などで外出する際に、介助を必要とする人が安心して外出できるよう、各種の外出支援サービスの充実を図ります。また、社会参加をより一層促進するために、自動車運転免許取得や自動車改造などの支援を行います。

施策・事業	内 容	関係課・機関
外出支援サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 行動援護など自立支援給付によるサービス、地域生活支援事業における移動支援事業、社会福祉協議会やNPO法人など民間団体が実施する移送サービス（福祉有償運送）など、障害のある人の移動を支援するための事業・サービスの望ましいあり方について検討を進めるとともに、重層的なサービス提供に努めます。 	長寿障害福祉課
外出促進のための各種助成等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の外出を支援するため、自動車運転免許取得や自動車改造に要する費用の一部を助成します。 	長寿障害福祉課
イベント実施等の移動支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害者団体等が自主的に行うレクリエーション、文化活動等に対し、移動の確保、介助ボランティアによる協力などの支援を図り、できるだけ多くの障害のある人や家族が参加し、楽しむことができるよう努めます。 	長寿障害福祉課
補助犬の普及推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の日常生活の補助を行うよう訓練された盲導犬や介助犬などの公共施設、民間施設等への同伴利用を促進します。 	長寿障害福祉課

②コミュニケーション支援の推進

障害のある人が多くの人びとと円滑にコミュニケーションが行えるよう、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行うとともに、積極的に社会参加が図れるよう、障害のある人のコミュニケーション能力の養成などを支援します。

施策・事業	内 容	関係課・機関
手話通訳者・要約筆記者の派遣	・聴覚障害や音声・言語機能に障害のある人が社会生活をおくるうえでコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、関係団体の協力のもと、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	長寿障害福祉課
各種奉仕員の養成促進	・県や関係団体等と連携し、障害のある人のコミュニケーションを支援する点訳奉仕員、音訳奉仕員、手話奉仕員、要約筆記者などの養成を促進します。	長寿障害福祉課
難聴児言語訓練の推進	・聴覚に障害のある子どもに対する相談・指導・訓練等を関係機関と連携しながら実施します。	長寿障害福祉課
点字刊行物等の発行	・文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点字や音声による広報、計画図書発行などを進めます。	長寿障害福祉課
中途失明者・失聴者への技能支援	・中途失明者を対象とした点字、歩行訓練などの修得のための講習や、中途失聴者や難聴者を対象とした読話技術の取得のための講習を実施します。	長寿障害福祉課

(2) 社会参加活動への支援

《現状と課題、進むべき方向性》

- 地域で暮らす障害のある人が自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人びととの交流やふれあい等を通じて「自己実現」を図ることができるよう、スポーツ・レクリエーション、文化活動、福祉活動、ボランティア・NPO活動、各種の地域活動など、幅広い分野にわたる活動全般について、より多くの障害のある人の参加に向けた環境づくりが求められています。
- このうち、スポーツ・文化活動については、身近な地域での活動・交流の場の充実や参加しやすいプログラムづくり、活動仲間やきっかけづくりなど、障害のある人が気軽に活動に参加するための条件整備が求められるとともに、これらの活動を支える人材の確保・育成が課題となっています。
- まちづくりへの障害のある人の参画については、政策・方針検討の場をはじめ政策執行過程や評価過程において、障害のある人はもとよりさまざまな立場の市民の参画を図り、その意見が反映される仕組みづくりを検討していくことが求められています。
- また、コミュニティ活動への障害のある人の参画については、地域の各種団体による活動や行事、まつり・伝承活動など、障害のある人の活動への参加を進めていくため、これらのコミュニティ活動に参加しやすい環境づくりや参画機会の充実を地域の諸団体と連携しながら進めていく必要があります。

《具体的な取り組み内容》

①スポーツ・文化活動等の振興

障害のある人がスポーツ・文化活動等を通じて社会に参加し、健康づくりや生きがいつくり、自己実現を図れるよう、気軽に活動に参加できるための条件整備や支援人材の育成等に引き続き取り組みます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
スポーツ活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、障害のある人の利用に配慮した体育施設・公園等の整備改善を図るとともに、広報による各種イベント・スポーツ大会への参加促進、活動を支える指導者の育成などに努めます。 ・ 障害のある人とない人の交流を深めるため、すべての人が一緒に親しめる身近なスポーツ活動の振興を図ります。 	長寿障害福祉課 市教育委員会
文化・芸術活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人の文化・芸術活動の振興に向けて、文化施設等のバリアフリー化に引き続き努めるとともに、指導者等の人材の確保・育成、活動機会や発表の場の充実を図ります。 ・ 障害のある人の作品を発表する場として、公民館等を活用した作品展、芸術展等を実施します。 	長寿障害福祉課 市教育委員会

②まちづくり活動への参画促進

政策・方針検討の場や地域におけるコミュニティ活動など、障害のある人やその家族の幅広い参画を促進するとともに、障害者団体活動の支援に努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
政策・方針検討の場への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> 各種審議会や委員会など、政策・方針検討の場への障害のある人の積極的な参画を図ります。 今後進める新たな施策・事業等について、障害のある人やその家族の意見が反映できるような体制づくりを検討します。 	政策課 長寿障害福祉課
障害者団体の活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> 各障害者団体・グループ等における自主的な活動を支援し、活動の活性化を促進します。また、関係団体への障害のある人や家族の加入促進などに努めます。 障害の種別を超えた団体相互の交流や障害のある人とない人の交流を促進し、団体活動の活性化を図ります。 障害のある人や家族が近隣地域や県内外の障害者団体の行事・会合等に参加し、活動の輪を広げて活躍できるよう支援していきます。 	長寿障害福祉課
地域活動へ参加しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等による地域活動、社会福祉協議会等が進める地域福祉活動、各種協議会・研究会活動などへの障害のある人の参画を促進するため、各種団体と連携しながら参加しやすい環境づくり、支援体制の充実などに努めていきます。 	長寿障害福祉課 市社会福祉協議会

7. 生活環境

(1) 福祉のまちづくり

《現状と課題、進むべき方向性》

- 国際生活機能分類（ICF）の考え方によれば、障害の状態は「環境」に大きく影響されると定義されており、このことは環境が改善されれば「障害」自体が小さくなるということを意味しています。特に、物理的な障壁を取り除くこと（いわゆるバリアフリー化）は「障害」状態の大幅な低減につながるとともに、障害のある人にとってはその活動領域を広げ、生活の質（QOL）を向上させることにつながるものです。
- 生活環境の整備については、公共建築物の段差解消など物理的障壁の除去を進めるため、平成6年に「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定され、平成12年には「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行されて、バリアフリー化の対象が「点」から「線」へと拡大されました。
- さらに、平成17年7月に国土交通省は「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定し、ハード・ソフトの両面から連続して移動環境を整備・改善していくことをめざすとともに、平成18年12月にはハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、面的なバリアフリー化の進展を図る「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。
- 本市では、県の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、市民が利用する公共建築物の整備・改善や道路・交通機関等の整備促進などバリアフリー化に取り組んでいます。
- 今後も引き続き、だれもが快適に安心して暮らせるよう「福祉のまちづくり」をさらに進めていく必要があります。また、ハード面の整備が進んでも、「マナー」というソフト面の環境整備が進まなければ、バリアフリー化の取り組みも実効あるものとはなりません。このため、「福祉のまちづくり」の一環として、市民意識の啓発もあわせて取り組む必要があります。

《具体的な取り組み内容》

①福祉のまちづくりの普及・促進

すべての人にとって安全で快適な日常生活空間の拡大を図り、だれもが自由に活動できるまちづくりを進めるため、「福祉のまちづくり」に関する市民・事業者の理解を促進するとともに、関係法・条例等に基づき公共施設・民間施設のバリアフリー化に引き続き取り組みます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
福祉のまちづくりの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー新法や香川県福祉のまちづくり条例などについて、市民や事業者に対する普及・啓発に努め、「福祉のまちづくり」やバリアフリー化に関する意識の高揚を図ります。 	都市計画課 長寿障害福祉課
ユニバーサルデザインの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> すべての人が社会に参加できるように、性別や年齢、障害の有無など人びとが持つさまざまな特性や違いをこえて、みんなが使いやすい施設、交通手段、モノ、サービスなどをはじめから生み出していこうとする「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及・啓発に努めます。 	都市計画課 長寿障害福祉課
公共施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> 多くの人々が利用する公共施設のうち、新設する施設についてはエレベーター、音声誘導装置等の設置を進めるとともに、既存の施設についても段差の解消や障害のある人の利用に配慮したトイレ、誘導ブロックの設置など、改善に努めます。 	都市計画課 長寿障害福祉課
民間施設のバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー新法によって既存建築物の基準適合が努力義務とされたことを受け、病院や大規模店舗など障害のある人が利用することの多い既存の民間施設や、民間事業者による新たな施設整備に対して、法・条例等への適合を図るよう必要な指導、助言に努めます。 	都市計画課 長寿障害福祉課
バリアフリー関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 主要施設のバリアフリー化の状況などについて、ホームページでの紹介などを通じて、利用者に対する情報提供を進めます。 	都市計画課 長寿障害福祉課

②外出しやすいまちづくり

バリアフリー新法など関係法・条例・要綱等に基づき、障害のある人や高齢者にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携・協力のもとに道路交通環境や公共交通機関の整備・改善を進めていきます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
歩道・道路等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 既存の道路については、歩道の設置や段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、音声信号機・誘導装置の整備などを国・県に要望するとともに、緊急性・重要性を考えながら計画的な整備に努めます。 今後新設する道路等については、「福祉のまちづくり」の考え方に沿った安全性の高い整備を進め、すべての人の移動に配慮した安全な歩行空間の整備に努めます。 	建設課 県長尾土木事務所
交通安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 迷惑駐車や自転車の放置、はみだし看板など、道路や歩道上の障害物をなくすため、市民や事業者等への啓発や広報を通じて、安全な歩行空間の確保に努めます。 障害のある人や家族に対する交通安全学習など、障害のある自らが交通事故から身を守る方法を指導するとともに、ドライバーに対する安全運転の啓発に努めます。 	生活環境課
障害のある人のための専用駐車場の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> 関係法・条例に基づき、施設設置者など関係機関の協力を得ながら、公共性の高い施設への障害のある人のための専用駐車場の設置を引き続き進めます。また、障害のある人のための専用駐車場が、適正に利用されるよう広く市民、施設利用者への啓発を進めます。 	都市計画課 長寿障害福祉課
バス利用者の利便性・安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 路線バス事業者に対し、超低床バス（ノンステップバス）の導入を働きかけるとともに、市民にとって身近で利用しやすいバス路線の維持・拡充について要請していきます。 	都市計画課
公園等のオープンスペースの整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> 公園などのオープンスペースについて、だれもが安全で快適に利用できるよう、休憩スペースの設置や段差の解消など、障害のある人をはじめ高齢者や子どもなどの利用に配慮した施設・設備の整備・改善に努めます。 	都市計画課

(2) 居住環境の整備・改善

《現状と課題、進むべき方向性》

- 障害のある人が地域で安心して日常生活をおくるためには、生活の場となる住宅の確保が不可欠です。特に「施設入所や長期入院から地域生活へ」という障害者施策の流れのなかで、地域において障害のある人が安全で快適に暮らせる住宅に対する需要が年々高まっています。
- 障害のある人が住みなれた地域で生涯を通じて安全で快適に住み続けられるように、また、施設や医療機関から地域へと生活の場を移行させる人が地域での新たな暮らしをはじめることができるよう、障害のある人の居住に配慮したさまざまな生活の場、住まいの整備・拡充に努めるとともに、既存住宅のバリアフリー化に向けた取り組みを今後とも進めていく必要があります。

《具体的な取り組み内容》

①だれもが暮らしやすい居住環境の整備・改善

公営住宅においては、障害のある人や高齢者にとって暮らしやすい居住環境となるよう、引き続きバリアフリー住宅の整備促進に努めます。

また、住みなれた家庭で、より快適な居住環境に改善するため、住宅のバリアフリー化に関する意義や支援制度・事業についての普及・啓発に努めるとともに、関係者による相談助言体制づくりに努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
公営住宅におけるバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の整備・改築にあたっては、手すりの設置、段差の解消など、バリアフリー住宅の整備促進に努めます。 ・既存の公営住宅についても、障害のある人や高齢者にとって暮らしやすい居住環境となるよう引き続きバリアフリー化を促進します。 	都市計画課
住宅施策に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・住みなれた家庭で、生涯を通じて安全で快適に住み続けられるよう住まいのバリアフリー化に関する意義や各種支援制度・施策に関する積極的な情報提供や啓発活動を行います。 	長寿障害福祉課

施策・事業	内 容	関係課・機関
住宅改造に要する費用の助成等	<ul style="list-style-type: none"> 既存住宅のバリアフリー化を促進するため、県との連携のもと、住宅改修費用の助成や貸付に関する事業の実施に引き続き努めます。 また、低利の資金の融資斡旋や適切な住宅改造について、専門的なアドバイスを実施するなど、相談体制の充実を図ります。 	長寿障害福祉課

②障害のある人に配慮した住まいの拡充

公営住宅における心身障害者世帯など福祉世帯向けの優先入居枠の確保など、入居時の配慮に引き続き努めます。また、公営住宅をグループホームなどとして活用する方法について検討します。

施策・事業	内 容	関係課・機関
公営住宅における優先入居の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の自立した生活を支援する立場から、それぞれの必要に応じて既存の公営住宅の提供に柔軟に対応していきます。 	都市計画課
公営住宅のグループホーム等への活用	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の自立生活を支援するため、公営住宅を活用したグループホームやケアホームの開設について条件整備を進めます。 	長寿障害福祉課
シルバーハウジングの活用	<ul style="list-style-type: none"> 心身機能の低下などにより、自立した日常生活をおくるには不安がある高齢者を入居対象とするシルバーハウジングについて、障害のある人のための住まいとしての有効活用を図ります。 	都市計画課 長寿障害福祉課

(3) 生活安全対策の推進

《現状と課題、進むべき方向性》

- 障害のある人をはじめ、すべての人が安全に安心して暮らすうえで、防災・防火など生活安全対策は大変重要な課題です。特に大規模災害時における初期活動は、一緒に住んでいる家族や身近に暮らす地域の人びとの連携が日ごろからいかに確立されているかという点に大きく左右されます。
- 本市では、地域における安全な暮らしを支えるために、自主防災組織の結成促進に取り組むとともに、民生委員の協力を得ながら障害のある人やひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯等の状況把握に努め、個別の避難支援プランの作成に取り組んでいます。また市では、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯などに緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に対応できる体制を整えています。
- 今後は、民生委員など障害のある人の日常生活の様子をよく理解している人を中心として、日常的な地域のふれあいや支えあいを一層推進し、平常時からの見守り・安否確認の仕組みを確立させていくことが課題であるといえます。また、災害発生後の相談体制を迅速に整え、障害のある人のおかれている個々の事情に応じた適切な支援を図ることが求められています。
- また近年、障害のある人や高齢者等を対象とする犯罪被害が全国的に増加しています。これに対して、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取り組みを充実することが必要となっています。

《具体的な取り組み内容》

①防災・防火対策の充実

障害のある人や高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、台風・集中豪雨などの自然災害や火災、不慮の事故などの緊急時に備えて、支援の必要な障害のある人等の日常的な実態把握から、災害時・緊急時の緊急通報、救出・避難誘導に至るまで、地域をあげた支援体制の確立に努めます。また、災害発生後の適切で迅速な相談支援体制づくりに努めます。

施策・事業	内 容	関係課・機関
<p>防災・防火対策等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部など関係機関との連携を強化し、障害のある人が暮らす住宅の防災・防火対策の推進や災害・火災発生時の緊急通報体制、救出・避難誘導体制の充実を図ります。 ・地域防災計画において、障害のある人や高齢者などの災害弱者への対策を明確化し、安全な避難を行えるよう、避難計画を作成します。 	<p>総務課 長寿障害福祉課</p>
<p>地域における支援体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人や高齢者が地域で安心して暮らせるよう、個人情報に配慮しながら支援の必要な人の現状把握を進めるとともに、災害時に地域で円滑な安否確認や支援活動が行われるよう、個別の支援計画の作成を推進します。 	<p>総務課 長寿障害福祉課</p>
<p>緊急時の支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・急病や災害時の緊急時に迅速に対応できるよう、ひとり暮らしの高齢者等に対する緊急通報装置の設置や、聴覚・音声・言語機能に障害のある人への通信装置の給付などを行います。 	<p>総務課 長寿障害福祉課</p>
<p>避難所となる公共施設の整備・改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時の避難所となる学校や集会所等の公共施設については、耐震診断・改修等にあわせて障害のある人や災害時における負傷者の利用に配慮した整備・改善を進めます。 	<p>総務課 長寿障害福祉課</p>

②防犯対策の充実

障害のある人や高齢者等が犯罪被害にあうことのないよう、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における防犯活動の充実を促進します。

施策・事業	内 容	関係課・機関
防犯対策の強化・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人や認知症の高齢者などに対する犯罪被害を防止するため、振り込め詐欺などの防犯知識の周知徹底や、悪徳商法等の消費者被害防止に向けた情報の提供に努めます。 ・ 地域における近隣市民相互の声かけやパトロールなどによる連携、ネットワーク化に努めるとともに、防犯活動の充実を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取り組みの充実に努めます。 	総務課
犯罪被害を防ぐまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪にあいにくい安全なまちをつくるため、道路、公園、共同住宅等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等の整備に努めます。 	総務課

第5章 障害福祉サービスの内容と見込み



1. 基本的な考え方

市町村障害福祉計画の策定にあたって国が示した基本指針では、3つの基本的理念を掲げるとともに、サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方を示し、市町村ごとに数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

さぬき市においても、これらの基本的考え方を踏まえるとともに、本計画の第3章で掲げている基本理念等の実現に向けて、障害福祉サービス（自立支援給付及び地域生活支援事業）の提供に努めていくこととします。

国の基本指針における基本的理念等

基本的理念	<p>1 障害者の自己決定と自己選択の尊重 ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進める。</p> <p>2 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化 障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者等に対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。</p> <p>3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。</p>
障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	<p>1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障 立ち後れている精神障害者等に対する訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。</p> <p>2 希望する障害者に日中活動系サービスを保障 いわゆる小規模作業所の利用者の法に基づくサービスへの移行等を推進するとともに、希望する障害者等に日中活動系サービスを保障する。</p> <p>3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進 地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。</p> <p>4 福祉施設から一般就労への移行等を推進 就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。</p>

2. 自立支援給付によるサービスの内容と見込み

(1) サービスの内容と対象者

自立支援給付（介護給付、訓練等給付など）に基づいて実施される障害福祉サービスの主な対象者と実施内容は、以下のとおりです。

①介護給付

サービス名	主な対象者	実施内容
在宅生活の支援	居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のある人（障害程度区分1以上） 障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（障害程度区分4以上） 障害のある人の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
	行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人（障害程度区分3以上） 障害のある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
	重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害程度区分6)で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障害のある人で、 ・ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障害者 ・最重度の知的障害者 ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害者 対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。
	児童 デイサービス	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある18歳未満の障害のある児童 日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障害者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障害のある人 障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

さめき市障害者計画(第2次)・さめき市障害福祉計画(第1期)

サービス名		主な対象者	実施内容
日中活動の場の充実	生活介護	常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合、障害程度区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合、障害程度区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
	療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害程度区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害程度区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
生活の場の充実	共同生活介護（ケアホーム）	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害・精神障害のある人で、地域で自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする障害程度区分2以上の人	家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
	施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害程度区分4以上の人（50歳以上の場合区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）

②訓練等給付

サービス名		主な対象者	実施内容
日中活動の場の充実	自立訓練（機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②盲・ろう・養護学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）
	自立訓練（生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②養護学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）



	サービス名	主な対象者	実施内容
日中活動の場の充実	就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）
	就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始時に65歳未満) ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ②盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
	就労継続支援（B型）	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 ①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人 ③50歳に達している人 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
生活の場の充実	共同生活援助（グループホーム）	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的障害・精神障害のある人で、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

③その他のサービス

サービス名	主な対象者	実施内容
<p>相談支援</p>	<p>障害福祉サービス（自立支援給付）を利用するために支給決定を受けた障害のある人のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所施設や医療機関から地域へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする人 ・ひとり暮らしの人で、知的障害や精神障害があったり、極めて重い身体障害のため、自ら福祉サービスの利用に関する連絡・調整ができない人 ・重度障害者等包括支援の対象者にあてはまる人で障害福祉サービスの支給決定を受けた人 	<p>相談支援専門員が、生活全般に関する相談や、障害福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画（プログラム）の作成などを行います。</p>
<p>補装具費の支給</p>	<p>補装具を必要とする身体障害のある人</p>	<p>身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される補装具（義肢、車いす等）の購入費、修理費の給付を行います。</p>

(2) サービス量の見込み

計画策定に向けた国や県の基本指針等で示された考え方、本市周辺地域のサービス事業所による新しいサービス事業体系への参入意向、これまでのサービス利用実績等を踏まえ、自立支援給付に基づいて実施される障害福祉サービスの各年度における1か月あたりのサービス量については、次のとおり見込まれます。

(1か月あたり)

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援	708時間	1,227時間	1,328時間	1,629時間
行動援護	25時間	239時間	261時間	329時間
生活介護	0人日	902人日	1,606人日	2,970人日
自立訓練(機能訓練)	0人日	0人日	22人日	44人日
自立訓練(生活訓練)	0人日	44人日	88人日	198人日
就労移行支援	0人日	176人日	198人日	220人日
就労継続支援(A型)	0人日	0人日	22人日	154人日
就労継続支援(B型)	0人日	176人日	418人日	990人日
療養介護	1人	1人	1人	9人
児童デイサービス	166人日	166人日	166人日	166人日
短期入所	72人日	100人日	166人日	204人日
共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム)	7人	7人	7人	7人
施設入所支援	0人	20人	45人	79人
相談支援	16人	18人	19人	24人

※生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)については、1か月あたり22日として人日分を算定しています。

(参考)

旧法施設サービス	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
日中活動系 旧法施設サービス利用者	2,580人日	2,266人日	1,496人日	0人日
居住系 旧法施設サービス利用者	81人	72人	45人	0人

(3) サービス提供にあたっての考え方

サービスの利用を希望する障害のある人自らが、必要とするサービスを主体的に選択することができるよう、サービス事業所との調整や各種支援を通じて、新しいサービス事業体系への移行を図るとともに、多くの民間事業者やNPO等の参入を促進し、質量とも充実したサービス提供基盤の確保に努めます。

①在宅生活支援サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の訪問系4サービスについては、障害の種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、県や近隣自治体と連携しながらサービス提供体制の充実に努めるとともに、ヘルパー等の資質の向上を図ります。

短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の充実に努めます。

②日中活動の場となるサービス

介護給付における生活介護と療養介護、訓練等給付における自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援の日中活動系サービスについては、関係事業者との調整のもと、経過的措置が終了する平成23年度末までに新事業体系への移行、サービス提供を促進していきます。

③生活の場となるサービス

障害のある人の地域における生活の場を確保していくため、障害者自立支援法に基づく共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の新規開設を促進するとともに、運営法人等への指導・調整、運営支援等に努めます。

障害者自立支援法に基づく施設入所支援については、広域的な調整のもと、経過的措置が終了する平成23年度末までに新事業体系への移行、サービス提供を促進していきます。

④その他

障害福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画の作成等を行う「相談支援」については、相談支援事業者によるサービス提供を図ります。



3. 地域生活支援事業の内容と見込み

(1) 事業の実施に向けた考え方

地域生活支援事業は、障害者自立支援法に基づいて新たに創設され、自立支援給付による各種の障害福祉サービスや支援事業とともに、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的な自立支援システムの一翼を担う重要な事業です。

また、地域生活支援事業は市町村・都道府県が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況等に応じて、市町村等が必要と思われる事業を選び、実施することができますが、障害者自立支援法では、以下の必ず実施しなければならない事業を定めています。

- 相談支援事業
- コミュニケーション支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業

地域生活支援事業は、上記の必須事業のほかにも、市町村の判断により障害のある人の地域における自立した生活や社会参加の支援に向けた事業の実施が認められています。

さぬき市においては、市内及び近隣自治体におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、地域生活支援事業の計画的・効果的な実施に努めていきます。

(2) 各事業の実施内容と事業量の見込み

① 相談支援事業

《障害者相談支援事業》

市内及び近隣自治体の9か所の相談支援事業者において、障害のある人や家族を対象とする相談支援事業を実施し、必要な情報提供や関係機関との調整、権利擁護のために必要な援助等を行い、障害のある人の地域における生活を総合的にサポートします。

《地域自立支援協議会》

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関わるシステムづくりに向けて中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、「障害者自立支援協議会」を設置します。

《成年後見制度利用支援事業》

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の支払いが困難な人について、後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

【事業量の見込み】

事業名等	事業量の見込み			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
障害者相談支援事業	9か所	9か所	9か所	9か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所
成年後見制度利用支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所

※平成18年度は、10月から翌年3月までの間

②コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象として、手話通訳者や要約筆記者の派遣などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

【事業量の見込み】

事業名等	事業量の見込み			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
延べ利用見込者数	60人	120人	120人	132人

※平成18年度は、10月から翌年3月までの間

③日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具）を給付します。

日常生活用具の内容と対象者

用具の種類	主な内容・対象者など
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障害のある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

【事業量の見込み】

事業名等	事業量の見込み			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	3件	6件	6件	6件
自立生活支援用具	1件	2件	2件	2件
在宅療養等支援用具	5件	10件	10件	10件
情報・意思疎通支援用具	5件	10件	10件	10件
排泄管理支援用具	610件	1,044件	1,068件	1,140件
居宅生活動作補助用具	1件	2件	2件	2件

※平成18年度は、10月から翌年3月までの間

④移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人を対象に市内及び近隣自治体のサービス事業所がガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。

【事業量の見込み】

事業名等		事業量の見込み			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
移動支援事業	実施箇所数	8か所	8か所	8か所	8か所
	利用者数（延べ）	46人	46人	46人	50人
	利用時間数（延べ）	534時間	985時間	1,084時間	1,255時間

※平成18年度は、10月から翌年3月までの間

⑤地域活動支援センター事業

地域で生活する障害のある人の日中活動の場として、地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開します。

地域活動支援センター事業(機能強化事業)の種類と実施事業

類型	主な事業内容
I型	専門職員を配置し、地域の社会基盤との連携強化を図りつつ、障害理解に向けた啓発事業等を実施します。また、相談支援事業をあわせて実施します。
II型	雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練や入浴等のサービスを実施します。
III型	地域の障害のある人のために、小規模通所(共同)作業所的な事業を行います。

【事業量の見込み】

事業名等		事業量の見込み			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
基礎的事業	実施箇所数	4か所	6か所	11か所	11か所
	利用者数	32人	63人	124人	116人
機能強化事業	実施箇所数	4か所	6か所	11か所	11か所
	うちI型	4か所	4か所	4か所	4か所
	うちII型	0か所	2か所	2か所	2か所
	うちIII型	0か所	0か所	5か所	5か所

※平成18年度は、10月から翌年3月までの間

⑥ その他の事業

《日中一時支援事業》

障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。また、障害のある児童の学校の下校時における活動の場を提供します。

《スポーツ・レクリエーション事業》

スポーツ大会やレクリエーション、創作教室・作品展等の文化活動を行うことにより、障害者の社会参加を促進します。

《点訳奉仕員・音訳奉仕員・手話奉仕員養成研修事業》

各種講座の開催など奉仕員養成研修事業により、点訳・音訳奉仕員、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を養成します。

《自動車運転免許取得・改造助成事業》

自動車運転免許取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成します。

【事業量の見込み】

事業名等		事業量の見込み			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
その他の事業	日中一時支援事業	32人	36人	36人	40人
	スポーツ・レクリエーション事業	延べ 334人	延べ 300人	延べ 300人	延べ 300人
	点訳奉仕員養成研修事業	0人	0人	0人	20人
	音訳奉仕員養成研修事業	20人	20人	0人	0人
	手話奉仕員養成研修事業	0人	0人	20人	0人
	自動車運転免許取得・改造助成事業	0人	2人	2人	2人

※平成18年度は、10月から翌年3月までの間

※日中一時支援事業は、月あたりの利用人数

※社会参加促進事業は各事業の利用者数

(3) 利用者負担について

地域生活支援事業の利用者負担については、自立支援給付によるサービスとの整合を図り、原則1割負担とします。ただし、「相談支援事業」や「コミュニケーション支援事業」など、利用者負担になじまない事業については従来どおり無料とします。

第6章 計画の推進に向けて

1. 重点目標(地域生活・一般就労への移行)

(1) 目標値設定についての考え方

障害福祉計画の策定にあたって、地域生活や一般就労への移行を進める観点から、国の基本指針では、現在の福祉施設が新しいサービス事業体系への移行を完了する平成23年度を目標年度とする3つの数値目標（①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②入院中の精神障害者の地域生活への移行、③福祉施設から一般就労への移行等）を掲げることを求めています。

国の基本指針における数値目標設定の考え方(抜粋)

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、障害福祉計画の作成時点において、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成23年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。

当該数値目標の設定にあたっては、現時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することをめざし、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。これとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進める。

3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定にあたっては、現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。

また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成23年度までに現時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することをめざす。

(2) さめき市における数値目標

①施設入所者の地域生活への移行

平成17年度末現在、市内外の入所施設に90人が入所しています。

身体・知的障害者の入所状況

障害種別	更生施設	療護施設	授産施設	生活訓練施設	計
身体障害者	2人	32人	5人	—	39人
知的障害者	38人	—	11人	—	49人
精神障害者	—	—	0人	2人	2人
計	40人	32人	16人	2人	90人

※国の通知による地域生活移行に係る対象施設は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）、精神障害者入所授産施設等となっており、これに都道府県の判断により身体障害者更生施設等が対象として加えられます。

地域生活への移行を進める観点から、平成23年度末時点の施設入所者数の目標値を設定します。

項目	数値目標	備考
現在の入所者数 (A)	90人	・平成17年度末現在
目標年度の入所者数 (B)	83人	・平成23年度末時点の利用人員
【目標値】減少見込 (A-B)	7人 (7.7%)	・国の指針では7%以上の減少
【目標値】地域生活への移行数	9人	・入所施設からグループホームやケアホーム等へ移行する人の数 ・国の指針では10%以上が移行

②入院中の精神障害者の地域生活への移行

県が実施した調査によると、精神科病院へ入院する際にさぬき市に居住していた人は、平成17年12月31日現在で158人となっており、香川県全体の入院患者数3,425人の4.6%を占めています。

また、県では、毎年度20人以上を対象とした退院促進に向けた取り組みが引き続き実施されますが、さぬき市においても退院可能な精神障害のある人の地域生活への移行に向けて、県や保健・医療・福祉関係機関等との連携を強化し、生活支援体制の充実等に努めていきます。

③福祉施設から一般就労への移行

市内に在住する障害のある人で、平成17年度に授産施設等の福祉施設（国による定義上作業所については対象外となります）から一般の企業等に就労した人は実績としてありません。

平成23年度中に、福祉施設から「就労移行支援」等を通じて、一般就労（一般企業等へ就職、在宅就労、自ら起業）へ移行する人数の目標値を設定します。

項目	数値目標	備考
現在の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	4人 (皆増)	平成23年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数

(3) 目標の実現に向けて

①地域における自立生活を支えるための仕組みづくり

障害のある人が、地域でその人らしく自立した生活をおくれるよう、相談支援体制や在宅生活支援の充実をはじめ、住宅やグループホームなどの生活の場、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりに努めていきます。

【重点的な取り組み】

施策の方向	取り組み内容
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各種相談支援事業の円滑な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・身体・知的・精神3障害に対応した相談窓口の設置 ・地域生活支援事業の障害者相談支援事業 ・自立支援給付の相談支援（サービス利用計画の作成等） ○相談支援機関のネットワーク化 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会の設置 ○障害者ケアマネジメントの推進（地域生活への移行支援） ○権利擁護体制の整備、成年後見人制度の普及・利用支援 ○地域における受け入れ体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・市民理解の促進、地域福祉活動の推進等
生活の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホーム、ケアホーム等の開設促進 <ul style="list-style-type: none"> ・設置法人への運営支援、市内における開設の促進 ○障害のある人に配慮した住まいの拡充と居住支援 <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅のバリアフリー化等 ・住宅改造に要する費用の助成
日中活動の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○新事業体系に基づく通所サービスの提供促進 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付の生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等 ・地域生活支援事業の地域活動支援センター等 ○地域活動支援センター、小規模作業所等への運営支援 ○近隣自治体にある施設への通所者に対する支援
在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅生活や社会参加に対する支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護など）、短期入所等 ・地域生活支援事業の外出支援、コミュニケーション支援、日中一時支援事業等

②地域で自立するための活動の場・働く場の確保

一般事業所などへの就職が困難な障害のある人を対象とする福祉的就労の場の確保やサービス事業所、作業所等の安定運営を図るとともに、福祉的就労の場や養護学校等（特別支援学校）から地域の事業所への一般就労のより一層の促進、就職後の安定就労を図るため、市内及び広域的な就労支援体制の確立に努めます。

【重点的な取り組み】

施策の方向	取り組み内容
就労支援のための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用・就労支援ネットワークの確立 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会の設置 ○障害者就労支援事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センター事業の実施 ・雇用・就労に関する相談支援、情報提供体制の充実
一般雇用・就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○民間事業者等に対する啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の雇用と働きやすい職場づくりへの理解促進 ・障害者法定雇用率制度、支援施策等の周知徹底 ○市における雇用の促進
職業リハビリテーション、就労促進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○職業能力向上、一般就労に向けた支援事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した職業リハビリテーションの推進 ・職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の拡大 ・社会適応訓練事業（通院患者リハビリテーション）における協力事業所の開拓 ・障害者トライアル雇用制度の周知・活用 ○障害者自立支援法に基づく新しい事業体系への移行促進 <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援や地域活動支援センター等への円滑な移行
福祉的就労の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法に基づく新しい事業体系への移行促進 <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援や地域活動支援センター等への円滑な移行 ○地域活動支援センター、小規模作業所等への運営支援 ○福祉的就労関係施設の受注機会の確保

2. 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、市民・事業者・市の協働・連携による計画推進を図るため、障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される「(仮称)障害者施策推進協議会」等を設置し、計画の進捗状況等を定期的に報告するとともに、広報紙等の多様な媒体を通じて情報を公開し、広く市民に周知します。あわせて、計画の推進にあたって幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

(2) 計画推進体制の充実

① 庁内連携の強化

障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

② 関係機関・団体との連携・ネットワークづくり

障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援事業者や福祉サービス事業者による相互の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、障害者施策の円滑な推進に向け、国、県、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。また、より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

③専門従事者の育成・確保

県や近隣自治体、関係機関等との連携を通じて、障害者施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努めます。また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催など、障害のある人に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

④財源の確保

計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、市においては効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や県に対し財政的措置を講じるよう要請していきます。またあわせて、適正な利用者負担の設定等に取り組みます。

参考資料



◆策定体制と経過

(1) さぬき市障害福祉計画策定委員会

さぬき市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する障害福祉計画の策定等に関し必要な事項を検討するため、さぬき市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) さぬき市障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) さぬき市障害者計画の見直しに関すること。
- (3) 計画策定等のための関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し任命する。

- (1) 保健、医療又は福祉関係者
- (2) 各種団体関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による者
- (5) 行政職員又は福祉事務所の職員
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の設置目的を達成したときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部長寿障害福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年6月23日から施行する。
- 2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

さぬき市障害福祉計画策定委員会委員名簿

区分	所属・役職	氏名	備考
医療関係者	さぬき市民病院 院長	徳田 道昭	
保健関係者	東讃保健福祉事務所 保健対策課長	起 弘美	
福祉関係者	さぬき市民生委員・児童委員協議会 会長	濱田 幸男	委員長
福祉関係者	身体障害者療護施設真清水荘 施設長	尾崎 正一	
福祉関係者	知的障害者更生施設のぞみ園 施設長	村尾 トヨ子	
福祉関係者	さぬき市あけぼの会 会長	井原 理太良	
各種団体関係者	さぬき市身体障害者団体連合会 会長	岡村 隆次	
各種団体関係者	さぬき市手をつなぐ育成会 会長	三野 廣子	
教育関係者	香川県立香川東部養護学校 校長	梶原 由紀子	
教育関係者	さぬき市教育委員会 教育次長	吉原 博美	
行政関係者	さぬき公共職業安定所 所長	石井 豊	
公募委員	さぬき市寒川町	植村 雅司	
公募委員	さぬき市長尾名	佐々木 カツ子	
行政関係者	さぬき市健康福祉部長	佐々木 正一	副委員長
行政関係者	さぬき市建設経済部長	吉原 正和	
行政関係者	さぬき市健康づくり推進課課長	鈴木 珠美	
行政関係者	さぬき市子育て支援課課長	白井 謙二	

(敬称略、順不同)

【事務局】さぬき市 健康福祉部福祉事務所 長寿障害福祉課

(2) 策定の経過

年	月日	策定経過
平成18年	7月～9月	基礎調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉計画の策定のためのアンケート調査 (調査対象1,155件、有効回答数570件) ・ 障害福祉計画の策定に向けたヒアリング (関係団体など5グループ)
	8月10日	第1回計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長・副委員長の選出 ・ 計画策定の方針、現状報告等
	12月26日	第2回計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画中間案について
平成19年	3月22日	第3回計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案について
	3月	正副委員長との最終調整 障害者計画の見直し、障害福祉計画の策定

